

吉野熊野国立公園
(熊野灘・熊野川・那智地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

令和5年3月31日
環 境 省

吉野熊野国立公園
(熊野灘・熊野川・那智地域)

指 定 書

令和5年3月31日
環 境 省

目次

1	指定理由	1
2	地域の概要	3
(1)	景観の特性	3
ア	地形・地質	3
イ	植生・野生生物	4
ウ	自然現象	6
エ	文化景観	6
(2)	利用の現況	7
(3)	社会経済的背景	8
ア	土地所有別	8
イ	人口及び産業	8
ウ	権利制限関係	10
3	公園区域	15

1 指定理由

①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

紀伊半島のほぼ中央に位置する大峯山系は、近畿最高峰の八経ヶ岳（1,915m）を中心として、標高1,500m～1,900mの切り立った山々が南北約75kmに渡って連なり、古くから修験道の行場としても利用されてきた。また、台高山脈の南端に位置する大台ヶ原は、年間降水量がおよそ3,500mmに達する国内有数の多雨地域であり、ブナやトウヒ等の原生的な森林を育てている。これらの中央山岳部を源とする熊野川は、その支流の北山川の中・下流において激しく侵食と蛇行を繰り返し、深いV字谷を刻んでいる。海岸部は、三重県度会郡大紀町の錦から和歌山県みなべ町の千里の浜まで、紀伊半島中南部の海岸線約630km（東長島・海野の一部を除く海岸延長）に及び、大小の湾が複雑に入り組んだ海岸や、緩やかな弧を描いて南北約25kmにもなる礫浜を始め、海食海岸、砂州、多島海等、多様な海岸地形が見られる。これらの海岸には、アカウミガメの産卵地や希少なウチヤマセンニュウの繁殖地等が含まれるとともに、社寺林、島嶼等を中心に自然度の高い暖地性植物群落が残存している。また、当該海域は温帯域ではあるものの、黒潮の影響を色濃く受けているため、サンゴ群集を始めとする亜熱帯性の海洋生物が生息・生育し、色鮮やかな海中景観が広がっている。加えて、当該海域は岩礁、藻場等が分布する浅海域や干潟、砂浜、礫浜等の潮間帯を中心に、海洋の浄化能力に優れ、海洋生物の産卵や育成に欠かせない生息域（ナーサリーエリア）として、海洋の生態系や多様性、漁業生産性の根幹を支える大切な存在にもなっている。特に、串本沿岸海域には、世界最北のテーブルサンゴ群集を中心とした生態系が形成されており、ラムサール条約湿地にも登録されている。

また、これらの豊かな自然と人との深い関わりを背景に、生物圏の保全と利用、経済活動の調和を維持・推進する地域として、大台ヶ原・大峯山・大杉谷が昭和56年2月に「生物圏保存地区（ユネスコエコパーク）」に登録されている。さらに、神話の時代から神々が鎮まる特別な地域と考えられていた紀伊山地では、起源や内容を異にする3つの山岳霊場と参詣道が生まれ、その文化的景観が良好な形で現在まで伝えられていることから、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる「紀伊山地の霊場と参詣道」が、平成16年7月に世界文化遺産として登録されている。このうち、「吉野・大峯」と「熊野三山」、そしてその参詣道は、本公園を特徴付ける重要な文化的景観要素にもなっている。加えて、和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成26年8月に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークにも認定されている。

本公園の風景形式は、山岳・河川部では隆起準平原や褶曲山地の他、断崖、V字谷、峡谷、滝、瀨、甌穴等が見られる。また、海岸部では柱状節理、海食地形、砂浜・礫浜、砂州、海岸段丘、入り江が見られるほか、宇久井半島や潮岬に代表される陸繋島、環境省所管地の島である大平石、梶取大島、米粒岩の3島を始めとする島々が見られる。これらの多様な地形はいずれも、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所に形成される、付加体、前弧海盆堆積体、火成岩体等の大地の形成過程を示す特徴的な地質体で構成され、隆起や沈降といった地殻変動や海水準変動、海や河川による侵食や堆積によって生み出されたものである。また、生態系別に、陸域では原生的な照葉樹林、夏緑樹林、針広混交林等が成立する自然林生態系、自然海岸生態系が見られるほか、海域ではサンゴ群集生態系が見られる。

本公園は、上記の山岳や河川、海岸等の様々な風景形式が連続して大規模に見られる点、また、

世界最北のテーブルサンゴを中心とした海洋の生態系が育まれている点において特に傑出性が高く、我が国を代表する自然の風景地である。加えて、本公園は、上記の自然景観と、紀伊半島の豊かな自然の中で育まれた熊野信仰や修験道等の山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ複合景観としても傑出している。

このように、本公園は海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む場所での大地の形成過程を示す特徴的な地質現象に起因する変化に富んだ山岳、河川、海岸の連続的かつ大規模な景観と、黒潮の影響も受けた海域の景観を特徴とし、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道等の山岳宗教及びそれらと密接に関わる歴史文化に起因する文化景観を併せ持つ一体的な区域を有する国立公園である。

②規模（区域面積が原則として3万ha以上）

本公園の区域面積は95,969ha（陸域：61,521ha、海域：34,448ha）である。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）

本公園の原生的な景観核心地域は以下のとおりであり、その面積は2,000haを超える。

山岳部：おおだい が はらやま大台ヶ原山及びさんじょう が たけ大峯山系のみせん山上ヶ岳、はつきょう が たけ八経ヶ岳、しゃか が たけ釈迦ヶ岳・ぜんき前鬼、なちさん那智山を中心とした地域

河川部：北山川のどろきょう瀨峡及びみやがわ宮川源流の大杉峡谷を中心とした地域

海岸部：紀伊半島南部沿岸のさぼるじま佐波留島、とがしま桃頭島、くきざき九木崎、たてがさき楯ヶ崎、フェニックスしゅうきょく褶曲、いなづみじま稲積島、えんげつとう円月島を中心とした地域

<参考：特別保護地区4,482ha・第1種特別地域：3,677ha>

④利用（多人数による利用が可能）

春から秋にかけて、山岳域では登山や自然探勝が、河川域では舟下り等の利用が多い。海岸域では、海水浴、釣り、スノーケリング、ダイビング等、海のレジャーが盛んである。一年を通して、温泉や風景鑑賞、社寺参詣、観光施設等の利用が見られるとともに、近年では体験型観光やガイド付きツアーも実施されている。

以上のとおり、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成25年5月17日付 け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たすことから、当該地域を国立公園に指定する。

また、本公園は「幽玄の山々、深い溪谷、黒潮流れる南海～森川海の繋がり」と悠久の歴史・文化に出会う～」をテーマとし、紀伊半島の豊かな自然と歴史・文化を感じられる国立公園として、風致景観の保全と適切な利用を推進するものである。

2 地域の概要

「熊野灘・熊野川・那智地域」は、三重県度会郡大紀町の錦から紀宝町の七里御浜までの「熊野灘エリア」と、三重・奈良・和歌山の3県境である七色貯水池の、三重県熊野市及び和歌山県東牟婁郡北山村部分から熊野川河口までの雄大な流域であり、瀨峡・本宮・湯の峰や川湯を含む「熊野川エリア」、そして、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町的那智大滝を中心とする「那智エリア」から構成されている。

「熊野灘・熊野川・那智地域」のうち、三重県の鬼ヶ城から七里御浜までの沿岸部、瀨峡・本宮・熊野川、那智山・妙法山は、昭和11年2月1日に吉野熊野国立公園に指定された。その後、昭和50年12月19日には、尾鷲・熊野地区（鬼ヶ城より北側の海岸）が追加指定され、特別保護地区等の保護規制計画が決定されるとともに、二木島に2箇所の「海中公園地区」が計画決定された。さらに、昭和63年に「再検討」が、平成9年に「第1次点検」、平成18年には「第2次点検」が行われ、現在に至っている。

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

紀伊半島の南側には、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことで形成された地層と岩体が広く分布する。この地域には、3つの特徴的な地質体が形成されている。

一つ目は「付加体」であり、プレートの沈み込みで押し上げられてできた大地である。砂や泥を多く含む地層であり、約6,000万年前～5,000万年前に形成された音無川付加体や、7,000万年前～6,000万年前に形成された竜神付加体等が見られる。

二つ目は「前弧海盆堆積体」で、付加体が盛り上がることでできた海盆に、陸地からの土砂が堆積してできた大地である。ここでは、約1,800万年前～1,500万年前に形成された熊野層群が見られる。

三つ目は「火成岩体」であり、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことで生成されたマグマが冷えて固まったものである。当該エリアで見られるものは、約1,500万年前～1,400万年前に形成された熊野酸性火成岩類である。このような地層と岩体は、日本列島を形成する重要な地質体であることから、本地域を含む和歌山県紀南地域を中心としたエリアは、平成26年8月28日に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されている。

熊野灘エリアは、竜神付加体に火成岩が入り込んで形成されている。尾鷲市以北では付加体が見られ、尾鷲市から熊野市にかけては約1,500万年前に形成されたと考えられている火成岩が露出する。楯ヶ崎に代表される海食崖は、熊野灘の激しい波浪を受けた火成岩で形成されており、九木崎、橋掛崎、三木崎、三木浦、神須ノ鼻、楯ヶ崎、牟婁崎、遊木戸崎、甫本、波田須、磯崎で確認できる。また、付加体の目戸鼻、尾南曾鼻等でも、海食崖を見ることができる。他方、海食洞は平瀬島、天満堂、佐波留島等で見受けられるほか、熊野北カルデラ南縁に当たる鬼ヶ城では、凝灰岩が露出して、海食洞のみならずノッチ（波食窪）も観察される。

さらに、沈降と隆起の繰り返しにより、複雑で変化に富んだダイナミックなリアス海岸が錦、尾鷲湾、九鬼湾、賀田湾、二木島湾、新鹿湾で見られる。その一方で、鬼ヶ城から七里御浜にかけては、沿岸部に火成岩が見られず、付加体が基盤となっている。また、七里御浜は、熊野川から供給

された土砂が沿岸流に運ばれるため、直線的な礫浜となっている。

熊野川エリアは、十津川、北山川を含む熊野川（新宮川）の中・下流域である。熊野川は、降水量の豊富な大峰山脈や大台ヶ原を源とする河川であり、大きく蛇行しつつ、周囲を激しく浸食しながら熊野灘に注いでいる。

流域には、ほぼ垂直な崖と深い淵が連なって荘厳な雰囲気醸し出している「瀨峡」がある一方で、その下流域ではゆったりと流れる大河川となる。瀨峡は竜神付加体であり、過去の火成活動の熱によって変質した変成岩のホルンフェルスが浸食されたものである。また、「小松の不整合」と呼ばれるジオサイトでは、竜神付加体と前弧海盆堆積体（熊野層群）の境界部の両方が露出しており、約5,000万年の時間差がある地質帯が接している「不整合」が、吉野熊野国立公園の見所の一つとなっている。なお、基石や硯として珍重され、今も北山川流域で採石が行われている「那智黒石」は、圧力とマグマの熱で前弧海盆堆積体の泥岩が変質した、黒くて硬い緻密な堆積岩である。

北山川と熊野川の合流部より上流部は、砂岩・頁岩から成る前弧海盆堆積体であり、それより下流部～河口部までは火成岩となっている。公園事業道路である国道168号線を自動車で行くと、対岸の三重県側に巨大な火成岩体を確認することができるほか、和歌山県側でも、南紀熊野ジオパークのジオサイトである「田長の猪岩」を見ることができる。

また、神倉神社のご神体として祭られている「ゴトビキ岩」は、柱状にひび割れて角が取れ、独特の風貌を呈している「風化コアストーン」と呼ばれる火成岩である。

那智エリアは、烏帽子山・妙法山等から成る壮年期の山地であり、前弧海盆堆積体に貫入した火成岩体が周囲に比して浸食が遅いために取り残されたものである。高さ133mに及ぶ那智大滝は、この前弧海盆堆積体及び火成岩体の両地質体の浸食の違いによって形成された急崖を、ダイナミックに流れ落ちる名瀑である。また、前弧海盆堆積体の熊野層群である大門坂は、周辺で採取される岩石を敷石とした参詣道であり、吉野熊野国立公園の主要な利用地点の一つとなっている。

イ 植生・野生生物

熊野灘エリアの海岸部では、薪炭林として萌芽更新により成立していたウバメガシやツブラジイ、アラカシ等を主とする常緑の二次林が多く見られる。天然林としては、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ、ヤマモモ、モチノキ等の照葉樹が見受けられ、平瀬島、佐波留島、桃頭島、九木崎等の島嶼や急崖地等によく見られる。また、この地域は黒潮の影響を受けており、アケボノシュスランを始めとする暖地性のラン類のほか、リュウビンタイ（吉野熊野国立公園の指定植物。三重県レッドデータブック(RDB)2015:NT)やマツバラシ（指定植物。同RDB:VU)等のシダ類がよく繁茂している。特に、特別保護地区である桃頭島にはキノクニシオギク（指定植物。同RDB:NT)が生育するほか、特別保護地区を含む九木崎樹叢では、タイキンギク（指定植物。環境省レッドリスト(RL)2020:NT/三重県RDB:EN)、リュウキュウマメガキ、ヒロハノコギリシダ（指定植物。三重県RDB:EN)がいずれも分布の北限を示すなど、亜熱帯性・暖帯性植物の貴重な生育地となっている。

また、須賀利大池及びメダカ池では、吉野熊野国立公園の指定植物であり、環境省RL2020においてVUに、三重県RDBにおいてENにも指定されているハマナツメの低木林が見られるが、ニホンジカによる食害が顕著であることから、環境省や尾鷲市教育委員会等による保全が図られているところである。

動物については、本地域に在する新鹿海岸や大泊海岸、七里御浜がアカウミガメ（環境省RL2020:

EN/三重県RDB：VU)の上陸・産卵地となっており、地元では保全活動が行われている。また、鳥類も豊富であり、海岸では環境省RL2020においてENに指定されているヒメウの越冬や、クロサギ(三重県RDB：NT)・アマツバメの繁殖が確認される。昆虫類では、御浜町に分布し、平成15年に新亜種記載されたミハマオサムシ(ミカワオサムシ御浜町亜種)が顕著である(環境省RL2020/三重県RDB：いずれもCR)。本種は、ミカワオサムシ種群の分布域からは大きく離れており、形態的・遺伝的に独自性があるなど、生物地理学的にも大変重要な種である。また、吉野熊野国立公園内では数箇所マメクワガタ(三重県RDB：EN)が確認されるが、本種の分布は局地的であり、「熊野灘・熊野川・那智地域」では楯ヶ崎にのみ局所分布している点も顕著である。

熊野川エリアでは、湯の峰温泉の蒸気に含まれる硫黄分や温泉熱により、分布の北限を示すユノミネシダ(吉野熊野国立公園の指定植物。和歌山県RDB2012：EN。ユノミネシダ自生地は国指定天然記念物)が注目に値する。また、北山村ではスギ・ヒノキの植林による針葉樹林が良く発達しており、かつては筏師がこの材を組んで筏を作り、熊野川下流部の新宮まで運んでいたほど、林業が盛んであった。

そして、熊野川の魚類相は大変豊かであり、近年では少なくなったアカザ(クレード1。環境省RL2020/三重県RDB/和歌山県RDB：クレードを指定せず、いずれもVU)のほか、アシシロハゼ(三重県RDB：VU)、カワアナゴ(同：VU)、カマキリ(別名アユカケ。環境省RL2020・三重県RDB：共にVU/和歌山県RDB：CR+EN)やボウズハゼに加え、スナヤツメ南方種*Lethenteron sp. S*(環境省RL2020：VU)も確認されている。さらに、河川水位の増減により攪乱を受ける熊野川の右岸側(和歌山県)・左岸側(三重県)の岸壁には、ホソバナギク(別名キシウギク。指定植物。環境省RL2020：VU/三重県RDB・和歌山県RDB：EN)やドロニガナ(指定植物。同VU/同EN/同NT)といった紀伊半島固有種や、キイトラッキョウ(指定植物。同VU/同EN/同EN)等、「紀州」や瀬峡の「瀨」、「紀伊」を和名に冠する植物等が多く見受けられる。河原ではカワラバタ(三重県RDB：VU/和歌山県RDB：NT)やヌマガエルが生息し、初夏にはカジカガエル(和歌山県RDB：NT)の美しい大合唱を聴くことができる。

那智エリアは、スギ・ヒノキの人工林が多い地域であるが、妙法山、那智原始林や大雲取山東部ではツブラジイ、タブノキ、イスノキ、クスノキ、ウラジログシ等の常緑広葉樹林があり、那智原始林は特別保護地区であることに加え、国指定天然記念物にもなっている。さらに、大雲取山東部は「大越モミ・ツガ・アラカシ等遺伝資源希少個体群保護林」となっており、ウラジログシを中心とした照葉樹林で覆われる中に、温帯性針葉樹であるモミ・ツガの大木が点在している。モミ、ツガ、アラカシ、アカシデ及びアカガシが、本保護林の保護対象樹種となっている。

また、動物ではホンダヌキやニホンアナグマ、カモシカのほか、熊野川町エリアではニホンジカが多数生息している。特に、「紀伊山地のカモシカ」は、環境省RL2020において「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている点が注目される。加えて、爬虫類ではシマヘビ(黒化型の、いわゆる「カラスヘビ」を含む)やアオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシといった多様なヘビ類が見られる。昆虫類では、オオセンチコガネがブルーメタリック色を呈し、通称「ルリセンチコガネ」と呼ばれているが、これは奈良市周辺や紀伊半島で見られる「型」であり、これら以外の地域ではほとんど見られない点がユニークである。さらに、注目すべき生物としては、和歌山県RDBでNTに指定されているナガレヒキガエル、環境省RL2020においてNT、かつ和歌山県RDBで学術的重要種(SI)に指定されているキイツムガタギセルが挙げられる。

ウ 自然現象

熊野灘エリアでは、三浦の海霧が有名である。紀北町三浦の三浦海岸では、底冷えのする冬の早朝に、放射冷却により発生した霧が暖かい海に流れ込み、濃霧となって海面を覆う「海霧」が発生する。

熊野川エリアでは、新宮市熊野川町篠尾の「篠尾の雲海」が有名である。早朝に、「篠尾等の山々が、雲海の上に浮かび上がる絶景」が堪能できる。また、田辺市本宮町の川湯では、河原に温泉が湧出しており、少し掘ると足湯等を楽しめる。

那智エリアでは寒波により、落差 133m の那智大滝や滝壺が凍ることがあり、地元の風物詩となっている。加えて、通常は水が 3 本に分かれて滝壺へ落下することから、那智大滝は「三筋の滝」とも呼ばれているが、大雨が降ると流量が増し、3 本ではなく 1 本の太い水となって、ダイナミックに滝壺へと流れ落ちる。

エ 文化景観

本地域は、中世から近世にかけて栄えた熊野信仰や修験道の聖地として知られる区域を含み、これらに関わる史跡等も多く見られる。

熊野信仰の参詣道・熊野古道は、熊野灘エリア・熊野川エリア・那智エリアの全てにまたがっており、松本峠等、保存状態が良い場所については、世界遺産にも登録されている。特に那智エリアには、烏帽子山や妙法山、那智原始林、熊野那智大社の別宮・飛瀧神社のご神体である「那智の御滝」があり、こうした神秘的かつ荘厳な雰囲気や背景に、熊野那智大社及び青岸渡寺が成り立ってきた。熊野那智大社と青岸渡寺は、神社と寺院が隣接して建っており、山岳信仰・神仏習合の名残を色濃く留めている点が顕著である。また、青岸渡寺では古くから「滝衆」と呼ばれる山伏の集団がいたが、明治以降は修験活動が廃れていた。しかし、現在では、同寺の住職によって「熊野修験」が再興されており、多くの山伏による那智四十八滝回峰行や大峯奥駈修行が実施されている。

熊野灘エリアでは、高温多雨な気候と豊かな森を源とする多数の河川に含まれる森からの栄養分に加え、暖かな黒潮が陸地近くを流れる恩恵を受け、サンマやブリ等が豊富である。こうした産業と結びついた景観としては、島勝の大敷魚見小屋が有名である。さらに、七里御浜は当エリアを代表する美しい磯浜であり、「日本の渚百選」、「白砂青松百選」、「21 世紀に残したい日本の自然 100 選」に選ばれている。

熊野川エリアでは、北山川の良質な材が「北山材」と呼ばれており、江戸城・伏見城の建立でも活躍したとされている。かつては筏師がこの材を組んで筏を作り、熊野川下流部の新宮まで運んでいたほど、林業が盛んであった。筏師は、熊野川の急流を櫂や棹を巧みに使用しながら下ることが求められる危険な職業でもあり、この辺りの名物である「めはり寿司」は、大きな塊の寿司を、“目を張り”ながら、筏師が片手で食べられるように作られたものとも言われている。なお、現在は「観光筏下り」として、地元の北山村で筏下りを堪能することができる。また、下流部の新宮に到着した筏師が、櫂や棹を担いで北山村に徒歩で戻った道は現在でも「筏師の道」と呼ばれ、近畿自然歩道として利用されている。このように、北山村は和歌山県新宮市との結びつきが強いことから、三重県と奈良県に挟まれた立地であるものの、同村は和歌山県に属する「日本唯一の飛び地」となっている。

なお、当エリアに在する神倉神社の「ゴトビキ岩」は、ヒキガエルのような独特の風貌を呈して

いる火成岩であり、この「ご神体」を祭る「御燈祭り」は、白装束に荒縄を締めた2,000人近い男性達が、御神火を灯した松明を片手にゴトビキ岩の周囲に集まって、開門と同時に急峻な石段を駆け下りる伝統的な祭りである。

(2) 利用の現況

本地域に関する市町別観光客推計は、次のとおり（ただし、※1を付した奈良県十津川村のデータには「吉野熊野国立公園（吉野地域）」の入込者数が、※2を付した和歌山新宮市及び那智勝浦町のデータには「吉野熊野国立公園（和歌山県海岸地域）」の入込者数がそれぞれ含まれることに留意）。

多少の増減があるものの、本地域に関する市町村の観光客数の合計は年間約8.8百万人である。

市町村名		平成30年度	令和元年度	対前年比
三重	尾鷲市	609,791	617,029	101.2%
	熊野市	1,195,013	1,055,257	88.3%
	大紀町	389,439	424,674	109.0%
	紀北町	1,565,354	1,543,928	98.6%
	御浜町	275,196	245,898	89.4%
	紀宝町	213,431	210,603	98.7%
奈良	十津川村※1	738,222	730,638	99.0%
和歌山	田辺市（旧本宮町）	1,499,200	1,734,100	115.7%
	新宮市※2	1,211,130	1,221,369	100.8%
	那智勝浦町※2	1,018,919	982,856	96.5%
	北山村	74,572	58,464	78.4%
計		8,790,267	8,824,816	100.4%

[単位：人/%]

- ・三重県：観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書（三重県雇用経済部観光局観光政策課）平成30年版及び令和元年版データを基に作成
- ・十津川村：観光協会提供データを基に作成
- ・和歌山県：和歌山県観光客動態調査報告書（和歌山県商工観光労働部観光局）令和元年版データの日帰り客数を基に作成

本地域の利用の現状としては、熊野灘の雄大な小島嶼、リアス海岸を始め、海食崖、礫浜等の美しく変化に富んだ海岸景観を有していることから、公園区域内の国道42号線・168号線・169号線・311号線を利用した風景観賞や自然探勝、釣り、ダイビングによる海中景観の観賞、遊覧船観光等の利用が、年間を通して行われている。夏期にはキャンプや海水浴による利用、スノーケリング、サーフィン、シーカヤック、SUP等のマリンスポーツや磯遊び等の利用が多いほか、三重県大紀町の錦は「釣りの町」として有名である。

また、古くから湯治場として有名な湯の峰温泉、川湯温泉を始めとする温泉地での保養や、めはり寿司、さんま寿司等の名物料理を目当てにした味覚探訪等の利用も多く見られる。さらに、世界遺産である鬼ヶ城や松本峠、大門坂等の熊野古道歩き、熊野三山（和歌山県田辺市の熊野本宮大社、新宮市の熊野速玉大社、那智勝浦町の熊野那智大社・那智山青岸渡寺）を対象とした寺社仏閣巡り等の利用が見られる。近年では、「南紀熊野ジオパークガイドの会」のジオパークガイドがジオサイトを案内する「ガイドツアー」も盛んである。

今後は、「通過型観光」ではなく、「滞在型観光」を推進するとともに、地域の自然や文化を守り育てながら観光資源としても活用するサステナブル・ツーリズムを更に進めていくなど、持続可能な地域振興を目指した取組が期待される。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域（陸域）は、国有地 2,879ha、公有地 2,874ha、私有地 12,392haであり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

(ア) 本地域に関係する各市町の人口及び総世帯数は、次のとおり。なお、※1 を付した奈良県十津川村のデータには「吉野熊野国立公園（吉野地域）」の、※2 を付した和歌山県田辺市、新宮市及び那智勝浦町のデータには「吉野熊野国立公園（和歌山県海岸地域）」のデータも含まれることに留意。

市町村名		男性	女性	総世帯数
三重	尾鷲市	7,562	8,690	8,153
	熊野市	7,384	8,581	7,751
	大紀町	3,652	4,163	3,404
	紀北町	6,758	7,846	6,814
	御浜町	3,765	4,314	3,711
	紀宝町	4,767	5,554	4,724
奈良	十津川村※1	1,663	1,398	1,410
和歌山	田辺市※2	32,790	37,080	31,215
	新宮市※2	12,610	14,561	13,123
	那智勝浦町※2	6,531	7,606	6,795
	北山村	183	221	223
計		87,665	100,014	87,323

[単位：人/世帯]

・令和2年国勢調査結果に基づき作表

(イ) 本地域に係る各市町の産業別人口は、次のとおり。なお、※1 を付した奈良県十津川村のデータには「吉野熊野国立公園（吉野地域）」のデータが、※2 を付した和歌山県田辺市、新宮市及び那智勝浦町のデータには「吉野熊野国立公園（和歌山県海岸地域）」のデータが含まれることに留意。

市町村名		第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
		人数	%	人数	%	人数	%	
三重	尾鷲市	384	5	1,438	20	5,237	74	7,059
	熊野市	533	8	1,212	18	5,145	75	6,890
	大紀町	287	8	978	29	2,129	63	3,394
	紀北町	580	9	1,673	26	4,221	65	6,474
	御浜町	905	23	561	14	2,554	64	4,020
	紀宝町	287	6	1,275	27	3,095	66	4,657
奈良	十津川村※1	112	8	280	21	956	71	1,348
和歌山	田辺市※2	3,929	12	6,206	19	22,928	69	33,063
	新宮市※2	251	2	1,797	16	9,321	82	11,369
	那智勝浦町※2	305	5	830	14	4,889	81	6,024
	北山村	23	13	34	20	117	67	174
計		7,596	9	16,284	19	60,592	72	84,472

[単位：人/%]

・令和2年国勢調査結果に基づき作表

本地域に係る各市町の人口の合計は計約19万人、世帯数の合計は約9万世帯である。

また、本地域の地場産業としては、水産業や観光業が挙げられる。水産業については、本地域全体を通して岩石海岸が多いことから、ビンナガ（ビンチョウマグロ）やイセエビ、アワビ、ヒロメ等の豊富な魚介類を対象とした漁業が多い。特に、熊野灘エリアではブリが地域の特産品となっており、特に錦・島勝・九鬼では「大敷」と呼ばれる定置網が有名である。また、北海道・東北から南下し、適度に脂の落ちたサンマは、丸干しやさんま寿司、なれ寿司等の保存食には最適で、郷土料理には欠かせないものとなっている。こうして水揚げされた魚介類は、地域の加工業、飲食業、観光業にとっても大切な恵みとなっている。

観光業については、温泉を中心とした宿泊施設や観光施設が多数ある。また、全域で、海産物やめはり寿司・さんま寿司等の郷土食を提供する飲食店や土産物店等が多い。

農業は、急峻な地形で平坦地が少ないことから稲作には向かず、水はけの良い海岸段丘上のなだらかな地形と温暖な気候を利用した、柑橘類の栽培が盛んである。特に、御浜町は「年中みかんのとれるまち」をPRポイントにしているほか、北山村では「じゃばら」と呼ばれる独特の柑橘類が有名であり、これら農産品の加工品づくりも行われている。また、熊野牛や、暖地性海岸林のウバメガシを原材料とした「紀州備長炭」も特徴的な農産品である。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種 類	位 置
水源涵養	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内
土砂流出防備	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内
保健	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内
防風	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内
風致	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内

(民有林)

種 類	位 置
水源涵養	三重県熊野市地内 奈良県吉野郡十津川村地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内 和歌山県東牟婁郡北山村地内
土砂流出防備	三重県尾鷲市地内 三重県熊野市地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内 和歌山県東牟婁郡北山村地内
土砂崩壊防備	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内
保健	三重県尾鷲市地内 三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内
風致	和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内

注) 保安林の重複面積について、正確な値は不明

(イ) 鳥獣保護区

(国指定)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
紀伊長島鳥獣保護区	三重県度会郡大紀町地内 三重県北牟婁郡紀北町地内	728	昭 44. 11. 1

(県指定)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
尾鷲市九鬼行野浦鳥獣保護区	三重県尾鷲市地内	354	昭 62. 11. 1
尾鷲市佐波留鳥獣保護区	三重県尾鷲市地内	1,831	平元. 11. 1
尾鷲市ナサ崎鳥獣保護区	三重県尾鷲市地内	46	平 5. 11. 1
熊野市海岸部鳥獣保護区	三重県熊野市地内	3,010	昭 57. 11. 1
紀北町海山区島勝浦鳥獣保護区	三重県北牟婁郡紀北町地内	736	昭 58. 11. 1
紀北町海山区大白鳥獣保護区	三重県北牟婁郡紀北町地内	19	平 4. 11. 1
紀宝町鳥獣保護区	三重県南牟婁郡紀宝町地内	32	昭 59. 11. 1
紀宝町浅里鳥獣保護区	三重県南牟婁郡紀宝町地内	10	平 11. 11. 1
本宮鳥獣保護区	和歌山県田辺市地内	55	平 3. 10. 29
新宮鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	81	昭 58. 10. 22
瀬八丁鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	56	平 3. 10. 29
田長谷鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	178	昭 63. 10. 20
新宮・三佐木鳥獣保護区	和歌山県新宮市地内	33	平 17. 11. 1
那智山鳥獣保護区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	333	平 3. 10. 29

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定史跡	熊野参詣道 伊勢路 (三木峠道・羽後峠道)	三重県尾鷲市地内	平 12. 11. 2 史跡指定
	熊野参詣道 伊勢路 (松本峠道・本宮道)	三重県熊野市地内	平 14. 12. 19 分離・ 追加指定・名称変更
	熊野参詣道 七里御浜	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡御浜町地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内	平 24. 1. 24 追加指定 平 27. 10. 7 追加指定 ・名称変更 平 28. 3. 1 追加指定

区分	名称	位置	指定年月日
	熊野参詣道 熊野川	三重県熊野市地内 三重県南牟婁郡紀宝町地内 和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内	平 30. 2. 13 追加指定
	熊野参詣道 花の窟	三重県熊野市地内	
	熊野参詣道 中辺路	和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	
	熊野三山	三重県南牟婁郡紀宝町地内 (熊野速玉大社 御船島) 和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	平 12. 11. 2 史跡指定 平 14. 12. 19 分離・ 追加指定・名称変更
	大峯奥駈道	奈良県吉野郡十津川村地内 和歌山県田辺市地内 和歌山県新宮市地内	平 14. 12. 19
県指定史跡	磨崖名号碑 (伝一遍上人名号石)	和歌山県田辺市地内	昭 42. 4. 14
	畔田十兵衛墓	和歌山県田辺市地内	昭 40. 9. 20
	中世行幸御宿泊所 本宮竹の坊屋敷跡	和歌山県田辺市地内	昭 40. 9. 20
	神倉山付石段「下馬」 標石 (附 指定のみ、県指定)	和歌山県新宮市地内	昭 44. 4. 23
	山上不動堂跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
	亀山天皇御卒塔婆建立 地跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
	花山法皇御籠所跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
	多富気王子跡	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
	中世行幸啓御泊所跡 実方院 尊勝院	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
国指定名勝	那智大滝	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 47. 7. 11
国指定天然 記念物	九木神社樹叢	三重県尾鷲市地内	昭 12. 4. 17
	須賀利大池及び小池	三重県尾鷲市地内	平 24. 1. 24
	ユノミネシダ自生地	和歌山県田辺市地内	昭 3. 1. 18
	熊野速玉神社のナギ	和歌山県新宮市地内	昭 15. 2. 10
	那智原始林	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 3. 3. 3
県指定天然 記念物	九木崎樹叢	三重県尾鷲市地内	昭 39. 10. 16
	佐波留島	三重県尾鷲市地内	昭 44. 3. 28

区分	名称	位置	指定年月日
	鈴島暖地性植物群落	三重県北牟婁郡紀北町地内	昭 31. 5. 2
	造礁サンゴ群生地	三重県北牟婁郡紀北町地内	昭 43. 3. 18
	島勝の海食洞門	三重県北牟婁郡紀北町地内	昭 53. 2. 7
	那智の樟	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
	那智山旧参道の杉並木	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 33. 4. 1
	ヤマザクラの名木 (那智大社社務所前)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14
	枝垂ザクラ (那智大社本殿瑞垣ぎわ)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14
	モッコクの大樹 (那智大社実方院前庭)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14
	イヌグスの大木 (青岸渡寺 本堂脇)	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町地内	昭 40. 4. 14
県指定名勝 及び 天然記念物	楯ヶ崎	三重県熊野市地内	昭 12. 8. 20
国指定天然 記念物及び 名勝	熊野の鬼ヶ城 附 獅子巖	三重県熊野市地内	昭 10. 12. 24 昭 33. 6. 24
国指定特別 名勝及び 天然記念物	瀨八丁	三重県熊野市地内 奈良県吉野郡十津川村地内 和歌山県新宮市地内	昭 3. 3. 24 名勝及び 天然記念物指定 昭 27. 3. 29 特別名勝 及び天然記念物指定

(エ) 海岸保全区域

地区名	位置
熊野灘海山海岸白浦地区海岸白浦西地先海岸	三重県北牟婁郡紀北町地内
熊野灘尾鷲海岸須賀利地区海岸	三重県尾鷲市地内
熊野灘熊野海岸須野地区海岸	三重県熊野市地内
二木田島港海岸	三重県熊野市地内
熊野灘熊野海岸波田須地区海岸	三重県熊野市地内
熊野灘熊野海岸磯崎地区海岸	三重県熊野市地内
木本港海岸松原地区海岸	三重県熊野市地内
熊野灘熊野海岸有馬地区海岸	三重県熊野市地内
熊野灘御浜海岸下市木地区海岸	三重県南牟婁郡御浜町地内
熊野灘御浜海岸阿田和地区海岸	三重県南牟婁郡御浜町地内

地区名	位置
熊野灘御浜海岸山地地区海岸	三重県南牟婁郡御浜町地内
熊野灘紀宝海岸井田地区海岸井田北地先海岸	三重県南牟婁郡紀宝町地内
熊野灘紀宝海岸井田地区海岸井田南地先海岸	三重県南牟婁郡紀宝町地内
鵜殿港海岸平島地区海岸	三重県南牟婁郡紀宝町地内

注) 海岸保全区域の重複延長について、正確な値は不明

3 公園区域

吉野熊野国立公園（熊野灘・熊野川・那智地域）の区域を、次のとおりとする。

(表1：公園区域（陸域）表)

都道府県名	区域	面積 (ha)	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、盛松、須賀利町、曾根町、早田町、 三木里町及び大字行野浦の各一部	1,917	
	熊野市内 国有林三重森林管理署 877 林班及び 878 林班の各一部		
	熊野市 紀和町木津呂及び須野町の全部並びに新鹿町、有馬町、 育生町大井、五郷町大井谷、五郷町桃崎、磯崎町、井戸町、 神川町神上、神川町花知、神川町柳谷、木本町、 紀和町大栗須、紀和町花井、紀和町小川口、紀和町小船、 紀和町小森、紀和町長尾、紀和町平谷、紀和町湯ノ口、 紀和町楊枝、紀和町和気、二木島町、波田須町、甫母町 及び遊木町の各一部	4,801	
	北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の各一部	84	
	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 879 林班、880 林班、881 林班及び 882 林班の各一部		
	南牟婁郡御浜町 大字阿田和、大字志原及び大字下市木の各一部	116	
奈良県	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 882 林班及び 883 林班の各一部		
	南牟婁郡紀宝町 北檜杖及び瀬原の全部並びに浅里、井田、鵜殿及び鮎田の各一部	1,271	
		小計	8,189
奈良県	吉野郡十津川村 大字竹筒の全部及び大字神下の一部	825	
		小計	825

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
和歌山県	田辺市 本宮町小津荷、本宮町高山、本宮町耳打及び本宮町渡瀬の全部 並びに本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、本宮町田代、 本宮町本宮、本宮町皆瀬川及び本宮町湯峯の各一部	1,617	
	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 102 林班、103 林班、104 林班、 105 林班、106 林班、107 林班、108 林班、109 林班、1133 林班、 1134 林班及び1135 林班の全部	4,602	
	新宮市 熊野川町相須、熊野川町嶋津及び熊野川町田長の全部並びに 相賀、上本町、熊野川町九重、熊野川町篠尾、熊野川町四瀧、 熊野川町玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、 熊野川町東敷屋、熊野川町日足、熊野川町宮井、新宮、高田 及び南檜杖の各一部		
	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 101 林班、1101 林班、1102 林班、 1130 林班、1131 林班及び1132 林班の全部	1,299	
	東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、大字那智山 及び大字南平野の各一部		
東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色の 各一部	1,613		
		小計	9,131
合 計		18,145	

(表2：公園区域（海域）表）

都道府県	区 域	面積 (ha)
三重県	尾鷲市の地先海域の一部	34,448
	熊野市の地先海域の一部	
	度会郡大紀町の地先海域の一部	
	北牟婁郡紀北町の地先海域の一部	
	南牟婁郡御浜町の地先海域の一部	
	南牟婁郡紀宝町の地先海域の一部	
和歌山県	田辺市の地先海域の一部	
	新宮市の地先海域の一部	
	日高郡みなべ町の地先海域の一部	
	西牟婁郡白浜町の地先海域の一部	
	西牟婁郡すさみ町の地先海域の一部	
	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の地先海域の一部	
	和歌山県東牟婁郡太地町の地先海域の一部	
	和歌山県東牟婁郡串本町の地先海域の一部	

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別・点検地域別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示す。

吉野熊野国立公園
(熊野灘・熊野川・那智地域)

公園計画書

令和5年3月31日

環境省

目次

1	基本方針	1
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画及び関連事項	4
ア	特別地域	4
(ア)	特別保護地区	6
(イ)	第1種特別地域	9
(ウ)	第2種特別地域	16
(エ)	第3種特別地域	23
イ	海域公園地区	29
ウ	関連事項	34
(ア)	採取等規制植物	34
(イ)	乗入れ規制区域及び期間	40
(ウ)	捕獲等規制動植物及び区域	41
(エ)	普通地域	44
エ	面積内訳	47
3	事業計画	49
(1)	施設計画	49
ア	保護施設計画	49
イ	利用施設計画	50
(ア)	単独施設	50
(イ)	道路	55
a	車道	55
b	歩道	56
(ウ)	運輸施設	59
4	参考事項	60
(1)	過去の経緯	60
ア	公園区域	60
イ	保護計画	60
ウ	利用計画	60

1 基本方針

吉野熊野国立公園は、紀伊半島の中央部から南部にかけて、三重・奈良・和歌山の3県にまたがって位置している。その風景は、原生林と急峻な連峰、深い溪谷から始まり、河川から海岸までが連続した大規模な「陸域景観」と、黒潮の影響を受けた「海域景観」の両方を特徴としている。さらに、これらの自然の中で育まれた熊野信仰や修験道等の山岳宗教、それらと密接に関わる歴史文化に起因する「文化的景観」を併せ持つ国立公園である。

このうち「熊野灘・熊野川・那智地域」は、三重県度会郡大紀町の錦から南牟婁郡紀宝町の七里御浜までの沿岸部（熊野灘エリア）と、三重・奈良・和歌山の3県境である七色貯水池の、三重県熊野市及び和歌山県東牟婁郡北山村部分から熊野川河口までの雄大な流域であり、瀬峡・本宮・湯の峰や川湯を含む「熊野川エリア」、那智勝浦町的那智大滝を中心とする「那智エリア」から構成されている。いずれのエリアも特別保護地区を含み、その周囲の特別地域・普通地域を含めて保護を図っているところである。

本地域の利用は、錦～七里御浜エリアにおいては海水浴、磯遊び、釣り、ダイビング、スノーケリング、瀬峡・本宮・熊野川エリアでは北山川の「筏下り」や瀬峡・熊野川観光等、良好な河川環境を活かしたアクティビティ、加えて、本宮や那智エリアでは、歴史・文化にふれる探勝等が中心となっている。加えて、温泉利用も盛んである。

さらに、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に登録されたのを始め、平成26年8月に南紀熊野ジオパークが日本ジオパークに認定され、ジオサイトにおけるガイドツアー（ジオツアー）といった、国立公園内の地域資源を活かした利用の取組も進んでいる。

以上の自然的・社会的状況を踏まえつつ、風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

ア) 特別保護地区

柱状節理等の特異な地形・地質景観が見られる海岸部及び島嶼並びに大河川、並びに自然植生が良好な状態で維持されている森林のうち、特に厳正に景観を保護する必要がある地域を特別保護地区とする。

イ) 第1種特別地域

遺伝資源希少個体群保護林、砂浜・礫浜・岩礁等の特徴的な海岸地形が見られる地域、海域公園地区に隣接する小島嶼を始め、自然植生が維持され、カモシカ、ナガレヒキガエル、キイツムガタギセルを始めとする動植物の生息・生育上重要な地域等のうち、現在の風致を極力保護することが必要な地域を第1種特別地域とする。

ウ) 第2種特別地域

潜在自然植生に近い、シイ・カシ類等の照葉樹から成る二次林等のうち、現在の風致を維持することが必要な地域を第2種特別地域とする。

エ) 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域以外の地域で、通常の農林漁業活動については風致の維持上の支障が少ない地域を第3種特別地域とする。

上記「(ア) 特別地域」については、「国立公園の公園計画作成要領」における「(1)特別地域 ア 選定要件」の、「(ア) 優れた自然の状態を維持する必要がある地域」、「(イ) 利用上重要な土地及びその周辺地で、適正な環境を保全する必要がある地域」及び「(ウ) 社寺、史跡、霊場、伝説地、伝統的又は風土的建築様式を備えた集落地等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域」に該当する。

また、同選定要領における「イ 特別地域の区分」の「(ア) 特別保護地区」については、「a 特定の自然景観が原生的な状態を保持している地域」、「c 植物の自生地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域」及び「d 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域」に該当する。

(イ) 海域公園地区

藻場、岩礁域、サンゴ群集域、特徴的な海底地形等、優れた海域景観や海域の生物多様性を維持する必要がある海域を海域公園地区とする。

本項「(イ) 海域公園地区」については、同選定要領における「(2)海域公園地区 ア 選定要件」の、「(ア) 海底の地形、地質、海水の清澄さ、特異な自然現象等により優れた海域の景観を呈している海域」、「(イ) サンゴ類の生息地、藻場、干潟、岩礁域等、優れた自然の状態を維持する必要がある地域」及び「(エ) 石干見(魚垣)等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域」に該当する。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 保護施設計画

アカウミガメの産卵・孵化環境の保全の必要がある地域に、計画を位置付ける。

(イ) 利用施設計画

ア) 単独施設

国立公園の利用のために必要な施設について、海岸景観の探勝等の利用状況や持続可

能な地域振興への効果を踏まえ、風致景観の保全にも配慮しつつ、適切な種別の計画を位置付ける。

イ) 道路（車道）

園地や野営場等の利用拠点への到達路、興味地点をつなぐ路線等のうち、公園利用上必要な路線を位置付ける。

ウ) 道路（歩道）

登山道や熊野古道等、風景（自然景観・人文景観）・歴史・文化等の探勝や興味地点へ到達するための歩道について、利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、風致景観の保全にも配慮しつつ、公園利用上必要な路線を位置付ける。

エ) 運輸施設

那智地域の風致景観を探勝するための運輸施設等を位置付ける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、盛松、須賀利町、曾根町、早田町、 三木里町及び大字行野浦の各一部	1,904	〔国 公 私〕 0 824 1,080
	熊野市内 国有林三重森林管理署 877 林班及び 878 林班の各一部	1,588	〔国 公 私〕 490 262 836
	熊野市 新鹿町、有馬町、育生町、大井、磯崎町、井戸町、 神川町、神上、神川町、花知、木本町、紀和町、大栗須、 紀和町、木津呂、紀和町、花井、紀和町、小川口、紀和町、小船、 紀和町、小森、紀和町、長尾、紀和町、平谷、紀和町、湯ノ口、 紀和町、楊枝、紀和町、和気、須野町、二木島町、波田須町、 甫母町及び遊木町の各一部		
	北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の各一部	84	〔国 公 私〕 4 80 0
	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 879 林班、880 林班、881 林班及び 882 林班の各一部	116	〔国 公 私〕 43 71 2
	南牟婁郡御浜町 大字阿田和、大字志原及び大字下市木の各一部		
南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 882 林班及び 883 林班の各一部	442	〔国 公 私〕 205 29 208	
南牟婁郡紀宝町 浅里、井田、鵜殿、北檜杖、瀬原及び鮎田の各一部			
	小計	4,134	

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
奈良県	吉野郡十津川村 大字神下及び大字竹筒の各一部	92	〔国 公 私〕
		58 7 27	
		小計	92
和歌山県	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、本宮町小津荷、 本宮町高山、本宮町田代、本宮町本宮、本宮町皆瀬川、 本宮町耳打及び本宮町湯峯の各一部	370	〔国 公 私〕
		201 12 157	
	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 102 林班、103 林班、1133 林班 及び 1134 林班の全部並びに 104 林班、108 林班及び 109 林班の各一部	1,612	〔国 公 私〕
		930 48 634	
	新宮市 相賀、上本町、熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町 四瀧、熊野川町嶋津、熊野川町田長、熊野川町玉置口、 熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、熊野川町東敷屋、 熊野川町日足、熊野川町宮井、新宮、高田及び南檜杖の 各一部		
東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 101 林班、1101 林班、1102 林班、 1130 林班、1131 林班及び 1132 林班の全部	844	〔国 公 私〕	
	252 70 522		
東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、大字那智山 及び大字南平野の各一部			
東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色 の各一部	297	〔国 公 私〕	
	193 9 95		
		小計	3,123
合 計			7,349

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)	
三重県	尾鷲市 九鬼町 ^{くきちやう} 及び大字行野浦 ^{おおくのうら} の各一部	135	〔国 公 私〕
		0	
		135	
三重県	熊野市 紀和町 ^{きわちやう} 木津呂 ^{きつろ} 及び甫母町 ^{ほぼちやう} の各一部	67	〔国 公 私〕
		15	
		37	
		小計	202
奈良県	吉野郡十津川村 ^{とつかわむら} 大字神下 ^{こうか} の一部	5	〔国 公 私〕
		5	
		0	
		小計	5
和歌山県	新宮市 熊野川町 ^{くまのがわちやう} 玉置口 ^{たまきぐち} の一部	67	〔国 公 私〕
		7	
		1	
和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町 ^{なちかつうらちやう} 大字那智山の一部	45	〔国 公 私〕
		0	
		0	
		小計	112
合計		319	

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
佐波留島	三重県尾鷲市 大字行野浦の一部 (佐波留島の全部)	尾鷲湾口に位置する無人島であり、熊野酸性岩に属する花崗斑岩の、高さ 20m 以上の節理や、海食洞等の特異な地形、スダジイを主とする常緑広葉樹林等から成る優れた景観を呈している。	7 0 7 0 〔国公私〕
桃頭島	三重県尾鷲市 大字行野浦の一部 (桃頭島の全部)	尾鷲湾口に位置する東西約 800m、南北約 500m の無人島である。周囲は断崖となっており、優れた景観を呈している。スダジイを主として、オガタマノキ、ヤマモモ、ヤブツバキ、トベラ等が混生する常緑広葉樹の天然林で覆われ、ホラシノブ、タチシノブ等のシダ類も多い。	17 0 17 0 〔国公私〕
九木崎	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	スダジイ、カゴノキの優先する常緑広葉樹林がほぼ原生林に近い状態で残存しており、優れた景観を呈している地域である。樹陰にはリュウビンタイ、マツバラン等の希少なシダの群落がある。	111 0 111 0 〔国公私〕
楯ヶ崎	三重県熊野市 甫母町の一部	花崗斑岩中に発達した柱状節理の海食崖が高さ 100m を超す絶壁となっており、熊野灘海岸一帯の中でも特異な景観を呈している地域である。また、この地域の二木島湾に面した神社林は、スダジイを主としてタブノキ、ウバメガシ、イヌノキ等の常緑広葉樹が原生林に近い状態で繁茂している。	37 0 34 3 〔国公私〕
瀨峡	三重県熊野市 紀和町木津呂の一部 奈良県吉野郡千津川村 大字神下の一部 和歌山県新宮市 熊野川町玉置口の一部	北山川が砂岩・ホルンフェルス中を蛇行しながら浸食してできた渓谷であり、深淵と両岸に連なる絶壁から成る、優れた峡谷の景観を呈している。植生は、ツガが混じる常緑広葉樹や、ツツジ等の崖地性植物群落等から構成されている。	102 27 4 71 〔国公私〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
那智山	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山の一部	<p>熊野三山の一つ・那智大社に隣接する、神社林を主とする地域である。常緑広葉樹を主とした原生林は、国指定天然記念物となっている。この原生林の中には、ラン、シダ類を始め、多くの貴重な植物が生育する。また、高さ133mとされる名瀑・那智の御滝（那智大滝）を有し、周囲の原生林と一体となった優れた景観を呈している。</p>	45 [国 公 私 0 0 45]
合 計			319

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、盛松、須賀利町及び早田町の各一部	341	〔国 公 私〕 0 139 202
	熊野市内 国有林三重森林管理署 877 林班及び 878 林班の各一部	209	〔国 公 私〕 48 107 54
	熊野市 有馬町、磯崎町、井戸町、木本町、紀和町大栗須、紀和町 木津呂、須野町、二木島町、波田須町、甫母町及び遊木町 の各一部		
	北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の各一部	28	〔国 公 私〕 0 28 0
	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 879 林班、880 林班、881 林班及び 882 林班の各一部	116	〔国 公 私〕 43 71 2
	南牟婁郡御浜町 大字阿田和、大字志原及び大字下市木の各一部		
	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 882 林班及び 883 林班の各一部	32	〔国 公 私〕 11 20 1
南牟婁郡紀宝町 井田及び鶴殿の各一部			
		小計	726
奈良県	吉野郡十津川村 大字神下の一部	29	〔国 公 私〕 7 6 16
		小計	29

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 1133 林班及び 1134 林班の全部並びに 103 林班の一部	〔 国 公 私 〕	235 213 0 22
	新宮市 新宮の一部		
	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1132 林班の全部及び 1101 林班の一部		42 38 0 4
	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山の一部		
	東牟婁郡北山村 大字小松の一部	〔 国 公 私 〕	2 1 0 1
		小計	279
	合 計		1,034

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
鈴島	三重県北牟婁郡紀北町 三浦の一部	紀北町三浦に位置する無人島である。西岸は傾斜が緩く、海岸線は浜となっており、穏やかな風致を呈している。浜の後背地は海跡湖があり、ハマナツメ等の希少な植物が生育する。一方、東岸は砂岩泥岩互層で構成される海食崖が発達し、荒々しい風致となっている。島内にはクスノキ、タブノキ、スダジイ等で構成される原生性の高い暖地性照葉樹林が発達し、特定植物群落及び県指定天然記念物に選定・指定されている。これらが一体となって優れた海域の風致を構成しており、高塚山展望台からの眺望は特に秀逸である。	26 0 26 0 0
オドナ岩・ダイヤ岩・木生島	三重県北牟婁郡紀北町 白浦の一部	紀北町白浦に位置する小島嶼・岩礁群であり、木生島は別名「黒島」とも呼ばれる。ダイヤ岩の島上にはクロマツが優占し、ウバメガシ等が混生する。その他の小島・岩礁には森林植生が見られない。これらが一体となって、優れた海域の風致を呈している。	2 0 2 0
沢崎尾南首鼻寺島	三重県尾鷲市 須賀利町の一部	尾鷲湾に突出する半島及び島であり、優れた海食崖地形と常緑広葉樹を主とする天然林を有する地域である。	88 0 88 0
九木神社	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	九木神社の社叢であり、常緑広葉樹を主とする優れた天然林を有する地域である。	3 0 1 2
三木崎	三重県尾鷲市 盛松及び早田町の各一部	熊野灘に面し、優れた海食崖地形と常緑広葉樹を主とする天然林を有する地域である。	142 0 50 92

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
神須ノ鼻 須野	三重県尾鷲市 梶賀町の一部 三重県熊野市 須野町及び菟母町の各一部	熊野灘に面し、優れた海食崖地形と常緑広葉樹を主とする天然林を有する地域である。	131 〔 国 0 公 20 私 111 〕
遊木戸崎 笹野島	三重県熊野市 二木島町及び遊木町の各一部	小島嶼及び熊野灘に面した海岸であり、優れた海食崖地形と常緑広葉樹を主とする天然林を有する地域である。	29 〔 国 1 公 3 私 25 〕
獅子ヶ島 鈴置島	三重県熊野市 磯崎町及び波田須町の各一部	熊野灘に浮かぶ小島嶼であり、優れた海食崖地形を有する地域である。	1 〔 国 1 公 0 私 0 〕
磯崎 魔見ヶ島	三重県熊野市 磯崎町の一部	小島嶼及び熊野灘に面した海岸であり、優れた海食崖地形と常緑広葉樹を主とする天然林を有する地域である。	8 〔 国 2 公 0 私 6 〕
鬼ヶ城	三重県熊野市 木本町の一部	凝灰岩から成る海食崖であり、波浪によって著しく浸食が進んだ非常に特異な風致を呈している地域である。	3 〔 国 0 公 3 私 0 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
<p>しちり 七里御浜</p>	<p>三重県熊野市内 国有林三重森林管理署 877 林班及び878 林班の各一部</p> <p>三重県南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 879 林班、880 林班、881 林班及び 882 林班の各一部</p> <p>三重県南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 882 林班及び883 林班の各一部</p> <p>三重県熊野市 有馬町及び井戸町の各一部</p> <p>三重県南牟婁郡御浜町 大字阿田和、大字志原及び大字下市木の各一部</p> <p>三重県南牟婁郡紀宝町 井田及び鳩殿の各一部</p>	<p>七里御浜の礫浜・砂浜海岸と、クロマツ・常緑広葉樹を主とする背後の防風林から成り、長大な海岸線と植生が一体となって優れた風致を呈している地域である。</p>	<p>250 86 160 4</p> <p>〔国 公 私〕</p>

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
北山峡及び瀨峡	三重県熊野市 紀和町 大栗須及び紀和町木津呂の各一部 奈良県吉野郡十津川村 大字神下の一部 和歌山県東牟婁郡北山村 大字小松の一部	北山峡、瀨峡両岸の絶壁と、常緑広葉樹を主とする天然林が一体となつて優れた風致を呈している地域である。	74 〔 国 公 私 20 18 36 〕
千穂ヶ峰	和歌山県新宮市内 国有林和歌山森林管理署 103 林班の一部 和歌山県新宮市 新宮の一部	新宮市街地に隣接する独立峰的な山塊であり、常緑広葉樹から成る優れた天然林を有する地域である。	42 〔 国 公 私 20 0 22 〕
大雲取山東部	和歌山県新宮市内 国有林和歌山森林管理署 1133 林班及び 1134 林班の全部	大雲取山の東側に位置する森林地域である。天然生林がまとまって分布し、アカガシ、ウラジロガシ等の照葉樹を中心に、温帯性針葉樹であるモミ・ツガの大木が点在する。熊野川の支流である高田川が流れており、三ノ滝を始めとする渓谷が、周囲の天然生林と相まって美しい風致を構成している。	193 〔 国 公 私 193 0 0 〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
那智山	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1132 林班の全部及び 1101 林班の一部 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山の一部	那智の御滝（那智大滝）の後背地に当たり、那智山の原生林に隣接する、主に常緑広葉樹から成る天然林、高年齢の人工林、優れた渓谷を有する地域である。	42 38 0 4 〔国 公 私〕
合 計			1,034

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、須賀利町及び早田町の各一部	309	〔国 公 私〕
		0	
		176	
		133	
三重県	熊野市 有馬町、育生町大井、神川町神上、神川町花知、紀和町 木津呂、紀和町小川口、紀和町小森、紀和町長尾、紀和町平谷、 須野町、二木島町及び甫母町の各一部	553	〔国 公 私〕
		226	
		48	
		279	
三重県	北牟婁郡紀北町 白浦の一部	13	〔国 公 私〕
		0	
		13	
		0	
三重県	南牟婁郡紀宝町 浅里、北檜杖及び鮎田の各一部	291	〔国 公 私〕
		76	
		9	
		206	
	小計	1,166	
奈良県	吉野郡十津川村 大字神下の一部	10	〔国 公 私〕
		0	
		1	
		9	
	小計	10	
和歌山県	田辺市 本宮町川湯、本宮町田代、本宮町本宮、本宮町皆瀬川、本宮町 耳打及び本宮町湯峯の各一部	151	〔国 公 私〕
		4	
		9	
		138	
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 102 林班及び 104 林班の全部並びに 103 林班、108 林班及び 109 林班の各一部	493	〔国 公 私〕
		280	
		6	
		207	
和歌山県	新宮市 相賀、上本町、熊野川町相須、熊野川町嶋津、熊野川町田長、 熊野川町玉置口、新宮、高田及び南檜杖の各一部	119	〔国 公 私〕
		0	
		27	
和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山の一部	92	〔国 公 私〕
		0	
		27	
		92	

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
和歌山県	<small>ひがしむら</small> 東牟婁郡 <small>きたやまむら</small> 北山村 大字大沼、大字小松、大字 <small>しもおい</small> 下尾井、大字 <small>たけはら</small> 竹原及び大字 <small>なないろ</small> 七色の 各一部	259	[国 192 公 7 私 60]
		小計	
合 計			2,198

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
白浦半島	三重県北牟婁郡紀北町 白浦の一部	紀北町白浦の半島部及び岩礁群である。海岸は海食崖及び岩礁地帯となっており、後背地の急斜面にはウバメガシが優占する海岸林が生育する。半島の上部にはスタジイが優占し、ヤマモモ、タブノキ等が混生する照葉樹林が残存するなど、これらの植生が一体となって良好な風致を形成している。	13 〔 国 公 私 〕
大池 丹生	三重県尾鷲市 須賀利町の一部	尾鷲湾に面する半島であり、優れた風致を呈する海跡湖を有する地域である。	23 〔 国 公 私 〕
頂山	三重県尾鷲市 九鬼町の一部	特別保護地区の緩衝地帯として、保全上必要な地域である。	180 〔 国 公 私 〕
ナサ崎 三木崎	三重県尾鷲市 早田町の一部	リアス海岸であり、優れた海食崖地形を有する地域である。	104 〔 国 公 私 〕
梶賀	三重県尾鷲市 梶賀町の一部	隣接する第1種特別地域(神須ノ鼻須野)の緩衝地として、保全上必要な地域である。	2 〔 国 公 私 〕
楯ヶ崎 牟婁崎	三重県熊野市 須野町、二木島町及び浦母町の各一部	二木島湾に面し、優れた利用環境を有する地域である。	126 〔 国 公 私 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
花の窟 浅間海岸側	三重県熊野市 有馬町の一部	特異な海食崖地形を有する「花の窟」を中心とする地域である。	2 〔 国 公 私 0 0 2 〕
北山川 (奥瀬)	三重県熊野市 育生町 大井、神川町 神上、神川町 花知、 紀和町 小森、紀和町 長尾及び紀和町 平谷の 各一部 和歌山県 東牟婁郡 北山村 大字 大沼、大字 小松、大字 下尾井、大字 竹原及び大字 七色の各一部	クロマツを主とする防風林から成り、七里御浜の風致を構成する地域である。 北山川の上・中流域であり、七色峡、相須淵、オトノリ、黒淵、小松等、奥瀬等の優れた河川景観を呈している地域である。	2 〔 国 公 私 0 0 2 〕 507 374 11 122 〔 国 公 私 〕
瀬峡	三重県熊野市 紀和町 木津呂の一部 奈良県吉野郡 千津川村 大字 神下の一部 和歌山県新宮市 熊野川町 玉置口の一部	特別保護地区及び第1種特別地域に隣接する瀬峡流域の山腹斜面であり、優れた自然環境を有する地域である。	136 〔 国 公 私 0 1 135 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
木津呂	三重県熊野市 紀和町木津呂及び紀和町小川口の各一部 和歌山県新宮市 熊野川町嶋津及び熊野川町玉置口の各一部	瀨峡に続く北山川の流域であり、優れた河川景観を呈している。	88 〔国 公 私〕 〔 75 5 8 〕
相須	和歌山県新宮市 熊野川町相須の一部	熊野川沿いに位置する相須の一角であり、優れた河川景観を呈している。	40 〔国 公 私〕 〔 15 0 25 〕
本宮	和歌山県田辺市 本宮町 本宮の一部	熊野三山の一つである本宮大社境内地であり、優れた文化的景観を呈する地域である。	4 〔国 公 私〕 〔 0 0 4 〕
本宮大社旧社地	和歌山県田辺市 本宮町本宮の一部	本宮大社旧社地を含む一角であり、優れた河川景観を呈している。	8 〔国 公 私〕 〔 4 0 4 〕
湯の峰	和歌山県田辺市 本宮町湯峯の一部	「湯の峰温泉」を含む一角であり、優れた利用環境を有する地域である。	37 〔国 公 私〕 〔 0 0 37 〕
川湯	和歌山県田辺市 本宮町川湯、本宮町田代、本宮町皆瀬川及び本宮町耳打の各一部	「川湯温泉」を含む一角であり、優れた利用環境を有する地域である。	102 〔国 公 私〕 〔 0 9 93 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
熊野川中流	和歌山県新宮市内 国有林和歌山森林管理署 104 林班の全部並びに 108 林班及び 109 林班の各一部 三重県南牟婁郡紀宝町 浅里の一部 和歌山県新宮市 相賀、熊野川町田長及び高田の各一部	熊野川の中流域であり、白見山・子ノ泊山の山腹等、優れた河川景観を呈している地域である。	443 209 12 222 〔国 公 私〕
千穂ヶ峰	和歌山県新宮市内 国有林和歌山森林管理署 102 林班の全部及び103 林班の一部 三重県南牟婁郡紀宝町 北檜杖及び鮎田の各一部 和歌山県新宮市 新宮及び南檜杖の各一部	新宮市街に隣接する山域であり、優れた自然環境を有する地域である。	103 101 1 1 〔国 公 私〕
速玉大社	和歌山県新宮市 上本町及び新宮の各一部	「熊野三山」の一つである熊野速玉大社の境内地であり、優れた文化的景観を呈する地域である。	3 0 0 3 〔国 公 私〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
烏帽子山北部	和歌山県新宮市 高田の一部	烏帽子山の北側に位置する森林地域である。高齢級のスギ人工林及び天然生林が分布している。烏帽子山山頂付近の帽子岩からは那智方面が一望でき、周囲の森林と相まって良好な景観を形成している。	156 〔 国 公 私 〕
那智山	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山の一部	「熊野三山」の一つである熊野那智大社・那智山青岸渡寺等を中心とする地域であり、社寺と周辺の自然が一体となって優れた風致を呈している。また、適正な利用環境の保全上必要な地域である。	119 〔 国 公 私 〕
合 計			2, 198

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、盛松、須賀利町、曾根町、早田町、 三木里町及び大字行野浦の各一部	1,119	〔国 公 私〕 0 374 745
	熊野市 新鹿町、磯崎町、木本町、紀和町花井、紀和町小川口、 紀和町小船、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、紀和町和気、須野町、 二木島町、波田須町及び遊木町の各一部	759	〔国 公 私〕 201 70 488
	三重県北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の各一部	43	〔国 公 私〕 4 39 0
	南牟婁郡紀宝町 浅里、北檜杖及び瀬原の各一部	119	〔国 公 私〕 118 0 1
		小計	2,040
奈良県	吉野郡十津川村 大字竹筒の一部	48	〔国 公 私〕 46 0 2
		小計	48
和歌山県	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町小津荷、本宮町高山及び 本宮町本宮の各一部	219	〔国 公 私〕 197 3 19
	新宮市 相賀、熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町四瀧、熊野川町 嶋津、熊野川町田長、熊野川町玉置口、熊野川町西敷屋、 熊野川町能城山本、熊野川町東敷屋、熊野川町日足、熊野川町 宮井、高田及び南檜杖の各一部	817	〔国 公 私〕 430 41 346

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
和歌山県	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 101 林班、1102 林班、1130 林班及び 1131 林班の全部並びに 1101 林班の一部 東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、大字那智山及び 大字南平野の各一部	638 〔国 214〕 〔公 43〕 〔私 381〕	
	東牟婁郡北山村 大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色の各一部	36 〔国 0〕 〔公 2〕 〔私 34〕	
		小計	1,710
合 計		3,798	

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
高塚	三重県北牟婁郡紀北町 三浦の一部	紀北町三浦の、沖合に鈴島を臨む海岸部に位置する。半島部の海岸線は海食崖に、湾内は浜となっている。区域内には人工林や二次林が多いものの、一部でウバメガシ等の海岸林が残存する地域である。	19 〔 国 公 3 私 16 0 〕
三浦崎	三重県北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦の各一部	紀北町白浦及び三浦に位置し、沖合にオドナ岩・ダイヤ岩を臨む森林地域である。海岸は海食崖となっており、後背地の急斜面はウバメガシが優占する海岸林、その他のエリアはヒノキ等の人工林から成る地域である。	24 〔 国 公 1 私 23 0 〕
日和山 丹生	三重県尾鷲市 須賀利町の一部	尾鷲湾に面する海岸であり、天然林が比較的多く、環境保全上重要な地域である。	209 〔 国 公 0 私 143 66 〕
元行野 頂山	三重県尾鷲市 九鬼町及び大字行野浦の各一部	スギ、ヒノキの人工林が多く、利用車道沿線の風致保護上重要な地域である。	564 〔 国 公 0 私 149 415 〕
ナサ崎 三木崎	三重県尾鷲市 九鬼町、盛松及び早田町の各一部	第1種及び第2種特別地域に隣接し、歩道の沿線の風致の保護上重要な地域である。	243 〔 国 公 0 私 16 227 〕
賀田湾南岸	三重県尾鷲市 梶賀町、菅根町及び三木里町の各一部 三重県熊野市 須野町の一部	賀田湾に突き出した半島であり、利用車道沿線の風致の保護上重要な地域である。	210 〔 国 公 0 私 67 143 〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
牟婁崎 遊木戸崎	三重県熊野市 二木島町及び遊木町の各一部	第1種及び第2種特別地域に隣接し、環境保全上重要な地域である。	206 〔国 公 私〕 0 10 196
新鹿湾岸	三重県熊野市 新鹿町、磯崎町及び波田須町の各一部	新鹿湾に面した湾や岬であり、利用環境の保全上重要な地域である。	125 〔国 公 私〕 0 24 101
磯崎	三重県熊野市 磯崎町の一部	第1種特別地域に隣接し、環境保全上重要な地域である。	32 〔国 公 私〕 0 0 32
鬼ヶ城	三重県熊野市 木本町の一部	鬼ヶ城の第1種特別地域に隣接し、環境保全上重要な地域である。	25 〔国 公 私〕 0 14 11
北山川右岸	和歌山県東牟婁郡北山村 大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色の各一部	北山川沿いの利用車道沿線であり、風致保全上重要な地域である。	36 〔国 公 私〕 0 2 34

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
熊野川	<p>三重県熊野市 紀和町花井、紀和町小川口、紀和町小船、 紀和町湯ノ口、紀和町楊枝及び紀和町和気の 各一部</p> <p>三重県南牟婁郡紀宝町 浅里、北檜杖及び瀬原の各一部</p> <p>奈良県吉野郡十津川村 大字竹筒の一部</p> <p>和歌山県田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町小津荷、 本宮町高山及び本宮町本宮の各一部</p> <p>和歌山県新宮市 相賀、熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町 四瀧、熊野川町鳴津、熊野川町田長、熊野川町 玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、 熊野川町東敷屋、熊野川町日足、熊野川町宮井、 高田及び南檜杖の各一部</p>	<p>瀨峡から宮井までの北山川、本宮から宮井までの十津川、宮井から 新宮までの熊野川及び河川沿いの利用車道沿線地域であり、鼻日滝等 の優れた景観を呈しているなど、河川の利用環境の保全及び風致の保護 上重要な地域である。</p>	<p>1,408</p> <p>〔国 公 私〕 992 47 369</p>
立間戸谷	<p>三重県熊野市 紀和町和気の一部</p>	<p>溪谷及び瀑布の環境保全上、重要な地域である。</p>	<p>59</p> <p>〔国 公 私〕 0 18 41</p>

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
那智山北部	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1102 林班、1130 林班及び 1131 林班の全部 並びに 1101 林班の一部 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字口色川及び大字那智山の各一部	那智の滝の水源林の一角であり、渓谷及び瀑布の環境保全上重要な地域である。	402 〔 国 公 私 〕 201 0 201
妙法山 大戸平	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 101 林班の全部 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、 大字那智山、大字南平野の各一部	主に高齢級の人工林から成る妙法山一帯及び大戸平西斜面は、交通量も少なく静謐な環境となっており、車道・歩道等沿線の風致保護上、重要な地域である。	236 〔 国 公 私 〕 13 43 180
合 計			3,798

イ 海城公園地区

海城公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海城公園地区表)

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
1	楯ヶ崎海城公園地区	三重県尾鷲市 楯ヶ崎町地先 三重県熊野市 須野町及び比叡町地先	尾鷲市楯賀町から熊野市甫母町の楯ヶ崎にかけての、水深-20m 以浅を中心とした海城である。特別保護地区である楯ヶ崎を中心に、海岸線には柱状節理が連続し、ダイナミックで傑出した海上景観を構成している。楯ヶ崎周辺ではクメイシ等の有藻性（造礁性）イシサンゴ類がこれまでに 23 種確認されており、種多様性の高い典型的な温帯性サンゴ群集が見られる。チヂミトサカ科にはトゲトサカテッポウエビが確認されるほか、プランクトンではカイアシ類であるサフリリナ属 <i>Sapphirina</i> spp. が多く、海藻類ではキントキが所々に密生する。また、魚類ではコロダイやカワハギ等が確認される。加えて、当該海城は釣りやダイビング、遊覧船、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。	111.5
2	二木島・遊木海城公園地区	三重県熊野市 二木島町及び遊木町地先	熊野市二木島町牟婁崎から熊野市遊木町遊木戸崎にかけての、水深-20m 以浅を中心とした海城である。複雑な海岸線に柱状節理の海食崖が連続するダイナミックな海上景観を構成しているほか、遊木戸崎付近には「がまの口」（青の洞窟）と呼ばれる神秘的な海食洞があり、遊覧観光等で人気のスポットとなっている。笹野島周辺はこれまでにミドリイシ科、キクメイシ科、ハマサンゴ科等を中心とした 23 種の有藻性（造礁性）イシサンゴ類が確認されており、種多様性の高い典型的な温帯性サンゴ群集が見られる。春季にはホンダワラ類の海中林が形成され、藻場として生態学的・水産学的価値が高い。また、魚類ではクロサギ、ハコフグやイシダイ等が見られるほか、転石の下にはサラサエビやトゲアシガニが複数確認される。加えて、当該海城は釣りやダイビング、遊覧観光等のレクリエーションの場としても重要である。	82.0

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
3	平瀬島海域公園 地区	三重県度会郡大紀町 錦地先	<p>奥行き約25mの海食洞を東側面に持ち、北側には松の樹皮のようなきめ細やかな節理を持つ平瀬島を中心に、高ノ島・采島・二子島・キオ井島（キオ井島）・鯉平瀬島とその周辺の小島・岩礁群から成る水深-20m以浅の海域である。その一部は、国指定鳥獣保護区となっている。海食崖が島嶼及び陸域の地先に広く分布し、平瀬島周辺では、砂岩泥岩互層で構成される地層がミルフィーユ状の地先を形成している。また、隣接する耳穴島は、環境省レッドリスト2020において絶滅危惧Ⅱ類（VU）、かつ国指定天然記念物に指定されているカンムリウミスズメの、紀伊半島では数少ない繁殖地の一つであり、育雛期を海上で過ごす本種にとって、当該指定周辺海域は特に保全の重要性が高い海域である。当該海域ではイシダイ・イシガキダイやノミノクチ、アカハタ、オオモシハタ、クエ、ヒラメやブリが見られるほか、ラッコやアザヒウナが多く生息し、同種を宿主とするゼブラガニも確認できる。</p>	172.4
4	オドナ岩・ダイヤ 岩海域公園地区	三重県北牟婁郡紀北町 白浦及び三浦地先	<p>三浦崎の地先からオドナ岩・ダイヤ岩と周辺の小島・島嶼群にかけての地先の、水深-20m以浅の海域であり、ほぼ全域が国指定鳥獣保護区に指定されている。海中では岩盤が隆起を繰り返す、転石が石段上に積み重なるなど、特徴ある海中景観を構成している。岩盤にはユビノウトサカヤギ目を始めとするソフトコーラル類が付着し、少数ながらミドリイシ科、キクメイシ科の有藻性（造礁性）イシサンゴ類も見られる。魚類ではアカハタとキタマクラが多産するほか、軟体動物ではアオウミウシやマダコも見られる。さらに、オオウミシダを始めとするウミシダ類も散見され、それらを宿主とするコマチガニが多産する。</p>	93.6

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
5	島勝浦・須賀利 海域公園地区	三重県尾鷲市 須賀利町地先 三重県北牟婁郡紀北町 島勝浦地先	賀利半島の北東から南岸にかけての地先の、水深-20m 以浅の海域である。島勝浦から沢崎にかけては太平洋に面した外洋性の環境であり、大規模で荒々しい海食崖が広く見られる一方で、元須賀利の湾内は波当たりが弱く穏やかな景観となるなど、多様性に富んだダイナミックな海上景観が広がる。湾外ではホンダワラ類やピリヒバ等の海藻類が多く、イバラカンザシやクリアカリーナ・シュリンプ <i>Urocaridella antonbrunii</i> 等が生息する。有藻性（造礁性）イシサンゴ類はキクメイシ科が比較的豊富である。他方、湾内ではオオモンハタやトラフナマコが多産するほか、チヂミトサカ科のソフトコーラル類が比較的多く、有藻性（造礁性）イシサンゴ類は少数ながらもミドリイシ科、キクメイシ科、ハマサンゴ科等が見られる。また、当該海域は釣りやシーカヤック、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。	309.6
6	行野浦海域公園 地区	三重県尾鷲市 大字行野浦及び丸鬼町 地先	尾鷲市大字行野浦の瀬元鼻、桃頭島周辺及びその南側にかけての地先の、水深-20m以浅の海域である。特別保護地区かつ尾鷲市指定天然記念物である桃頭島には、スダジイ等で構成される原生性の高い照葉樹林が発達しており、周囲の海食崖や海食洞が海中にまで連続して、陸域と一体となった傑出した海中景観を構成している。海中はソフトコーラルが特に豊富であり、イソバナ、チヂミトサカ科、ムチヤギ科を中心としてお花畑的景観を形成している。ムチカラマツにはイボイソバナガニが、サンゴイソギンチャクにはカザリイソギンチャクエビが確認され、桃頭島周辺ではメジナが多数生息する。また、当該海域は釣りやダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	138.5

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
7	九木崎海域公園 地区	三重県尾鷲市 九鬼町地先	九木崎周辺の地先の、水深-20m以浅の海域である。特別保護地区である九木崎の海岸線は、広く柱状節理が分布する複雑な地形となっており、同じく特別保護地区かつ県指定天然記念物にもなっている、後背地の九木崎樹叢（九木崎原生林）と共に、ダイナミックで傑出した海上景観を構成している。海食崖が海中にも続き、壁面にはウミトサカ科、チヂミトサカ科を中心としたソフトコラーラルが海中にお花畑の景観を形成している。造礁サンゴ類も見られ、特にキクメイシ科、ハマサンゴ科が豊富である。ムチカラマツにはムチカラマツエビやキミシグレカクレエビが確認できるほか、海藻類ではフクリンアミジヤカニノテ属 <i>Amphiroa</i> spp. が見られる。九木崎の北部海域は外洋に面した優れた漁場であり、回遊魚等を対象とした「大敷」と呼ばれる定置網漁業が盛んである。また、当該海域は釣りやダイビング、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。	66.1
8	三木崎海域公園 地区	三重県尾鷲市 早田町及び盛松地先	三木崎周辺の地先の、水深-20m以浅の海域である。海岸線には、内湾性のゴロタ浜や、外洋に面した柱状節理の海食崖等変化に富んだダイナミックな地形が広がる。三木崎南岸にはガラモ場やアラメ場の藻場が分布し、ウミトサカ科、チヂミトサカ科等のソフトコラーラルも比較的多い。有藻性（造礁性）イシサンゴ類としては、キッカサンゴやコマルキクメイシ等が確認できる。また、イシガキダイやフエダイ、アカオニナマコを宿主とするナマコマルガザミが確認できる。加えて、当該海域は釣りやダイビング、自然探勝等のレクリエーションの場としても重要である。	156.5

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
9	カイタロー鼻・ 鈴置島海域公園 地区	三重県熊野市 波田須町及び磯崎町 地先	<p>熊野市波田須町及び磯崎町の、カイタロー（貝太郎）鼻地先から鈴置島周辺にかけての水深-20m 以浅の海域である。カイタロー鼻周辺には柱状節理で構成される複雑な海岸線が分布し、優れた海上景観を構成している。鈴置島からカイタロー鼻にかけては海中に尾根状の岩盤地形が広がっており、高低差の大きなダイナミックな海底地形となっている。海中の岩盤にはユビノウトサカやバラウネタケ、チヂミトサカ科等のソフトコーラルが多く付着し、お花畑的景観を形成している。アカヤギにはイソバナカクレエビが生息し、魚類ではミギマキやカサゴ等が確認される。また、当該海域は釣りやダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。</p>	42.4

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を、次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表：令和5年官報告示)

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属 <i>Sphagnum</i>
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、スギラン、ナンカクラン
イワヒバ	ヒモカズラ
マツバラン	マツバラン
ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ、ハマハナヤスリ
リュウビンタイ	リュウビンタイ (リュウビンダイを含む。)
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
コケシノブ	チチブホラゴケ
ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ
キジノオシダ	ヤマソテツ
ヘゴ	クサマルハチ、ヘゴ
ホングウシダ	シンエダウチホングウシダ、ハマホラシノブ、サイゴクホングウシダ (サイコクホングウシダ)、ホングウシダ (ニセホングウシダ)
イノモトソウ	タキミシダ、ナカミシシラン (ミヤマシシラン)、ハチジョウシダ (シマハチジョウシダ)、ヤワラハチジョウシダ、ヒカゲアマクサシダ (ウスバハチジョウシダ)
コバノイシカグマ	ユノミネシダ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ヤクシマホウビシダ
シシガシラ	ハチジョウカグマ (タイワンコモチシダ)
メシダ	タカネサトメシダ、ヒロハノコギリシダ、シマシロヤマシダ、ミヤマシダ

科名	種名
ヒメシダ	アミシダ
ホシダ	ヒロハナライシダ (ヒロハノナライシダ)、オトコシダ (オオオトコシダ)、ナンタイシダ (ヤマシノブ)、ムラサキベニシダ、ヒロハアツイタ (ヒロバノアツイタ)、アツイタ、オリヅルシダ (キヨズミオリヅルシダ)
シノブ	キクシノブ
ウラボシ	ヌカボシクリハラシ、コウラボシ、ヒロハヒメウラボシ、イワオモダカ、ミヤマウラボシ
ウマノスズクサ	クロフネサイシン、ウスバサイシン (サイシン、カワリウスバサイシン)
モクレン	オオヤマレンゲ (ミヤマレンゲを含む。)
サトイモ	オオミネテンナンショウ (ムラサキユモトマムシグサ)、ナンゴクウラシマソウ
チシマゼキショウ	チャボゼキショウ (アポイゼキショウ)、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)
トチカガミ	スブタ (ナガバズブタ、コスブタ、ナガヒゲミスブタ)、ヤマトウミヒルモ (ニッポンウミヒルモ)、ウミヒルモ
シバナ	シバナ (ウミニラ)
アマモ	コアマモ (ヒメアマモ)
カワツルモ	カワツルモ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ、ウエマツソウ (トキヒサソウ、ムニンホンゴウソウ)
ビヤクブ	ナベワリ
シユロソウ	キイヒメシライイトソウ、チャボシライイトソウ (ヒナシライイトソウ)
ユリ	ツバメオモト、カタクリ (カタカゴ)、ササユリ、クルマユリ (チシマクルマユリ、ホソバクルマユリ、タガイハクルマユリ)、キイジョウロウホトトギス、ヤマホトトギス、チャボホトトギス
ラン	ヒナラン (タカサゴヒナラン)、イワチドリ、マメツタラン、ミヤマムギラン、キリシマエビネ (コキリシマエビネ、ヒロハノエビネ、ライシヤエビネ)、エビネ (エビネランを含む。)、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、サルメンエビネ (ヒダブチエビネ)、タカネ (タカネエビネ、ソノエビネ)、ギンラン (ユウシユンランを含む。)、キンラン、オノエラン、オサラシ、カンラン (タイワンカンラン、セイバンソシン、ナガバツシン)、ナギラン、クマガイソウ (クマガイソウ)、イチヨウラン (ヒメヒトハラシ)、セッコク (セキコク)、コイチヨウラン、エゾスズラン (アオスズラン)、タシロラン (タカトリラ

科名	種名
	<p>ン)、カシノキラン(マキバラン)、マツラン(ベニカヤラン)、アキザキヤツシロラン(ヤツシロランを含む。)、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン(フユザキヤツシロラン)、ベニシユスラン、アケボノシユスラン、ツリシユスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ダイサギソウ(シマサギソウ)、トウホサギソウ)、ハクウンラン(イセラン、ムライラン)、ムヨウラン、ホクリクムヨウラン、キイムヨウラン、ウスギムヨウラン(ウスギムヨウラン)、クロムヨウラン(ムラサキムヨウラン、サジガタスケクロラン)、アワムヨウラン、ギボウシラン(キンボクラン)、フガクスズムシソウ(フガクスズムシ)、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ(スズムシラン)、ボウラン(タネガシマボウラン)、ホザキイチヨウラン(ホザキフタバラン)、ニラバラン、アリドオシラン、フウラン、ノビネチドリ、コフタバラン(フタバラン)、ヒメフタバラン(オオフタバラン、ムラサキフタバラン)、アオフタバラン、ムカゴサイシン、ヨウラクラン、コケイラン(ヒメケイラン、ヒメコケイラン)、ムカデラン、ガンゼキラン(ホシケイランを含む。)、ジンバイソウ、ツレサギソウ、キソチドリ(ヒトツバキソチドリ及びナガバノキノチドリを含む。)、ソハヤキトンボソウ、トンボソウ(コトンボソウ)、ヤマトキノソウ、ヒナチドリ、ウチヨウラン、ヤクシマアカシユスラン(シロスジカゲロウラン)、ヒトツボクロ、キバナノシヨウキラン、シヨウキラン、カゲロウラン(オオスミキヌラン)</p>
キンバイザサ	キンバイザサ、コキンバイザサ
ワスレグサ	キキョウラン、ユウスゲ(キスゲ、アサマキスゲ)、ハマカンゾウ
ヒガンバナ	キイトラツキヨウ、タマムラサキ(アマミヤマラツキヨウ、ハマラツキヨウ)、ギョウジャニンニク(ギョウジャニンニク、アイヌネギ)、ハマオモト(ハマユウ)
クサスギカズラ	ケイビラン(ヤクシマケイビラン)、トサノギボウシ(スダレギボウシを含む。)(ウナヅキギボウシ、ウナズキギボウシ)、ヤマトコキザサ(ミドリコキザサ、オオバコキザサ)、ノシラン
シヨウガ	アオノクマタケラン
カヤツリグサ	コタヌキラン(エゾコタヌキラン、ヤクシマコタヌキタン)、キノクニスゲ(キシユウスゲ、クロシマスゲ)、キシユウナキリスゲ(キシユウナキリ)、ミヤマイワスゲ(ソボサンスゲ、カンサイイワスゲ)、ヤリテンツキ
イネ	タイワankanモノハシ、ミチシバ(ハナビガヤ)、ヒロハノハネガヤ
メギ	ルイヨウボタン、サンカヨウ(キレハサンカヨウ)

科名	種名
キンポウゲ	ヒメイチゲ (ヒメイチゲソウ)、レンゲショウマ、サラシナショウマ (イツボンショウマ)、タカネハンショウヅル (ワクノテ)、コウヤハンショウヅル、トリガタハンショウヅル (アズマハンショウヅル、シロハンショウヅル)、コウヤシロカネソウ、ヒキノカサ、シギンカラマツ、ミヤマカラマツ (ケミヤマカラマツ)、タマカラマツ (タマカラマツソウ)
ボタン	ヤマシヤクヤク (ノシヤクヤク)
スグリ	ヤブサンザシ
ユキノシタ	キイハナネコノメ、ヤグルマソウ、ジンジソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウ及びナメダイモンジソウを含む。) (ミヤマダイモンジソウ、トウホクダイモンジソウ、タケシマダイモンジソウ)、クロクモソウ (キクブキ、イワブキ)、センダイソウ
ペンケイソウ	アオペンケイ (アオペンケイソウ)、チャボツメレンゲ
マメ	ハカマカズラ、ミヤマトベラ
バラ	シモツケソウ、ミヤマダイコンソウ、イワキンバイ (アツバイワキンバイ)、ギンロバイ (ハクロバイ)、ツルキンバイ、タカネザクラ (ミネザクラ)、フジイバラ、イワガサ、イブキシモツケ (マンシユウシモツケ、ホソバイブキシモツケ、トウシモツケ、キビノシモツケ)、シモツケ (キシモツケ及びドロシモツケを含む。)(ホソバシモツケ)
クロウメモドキ	ハマナツメ、クロカンバ
イラクサ	ヒカゲミズ、ナガバイラクサ、コバノイラクサ
ニシキギ	シラヒゲソウ、ウメバチソウ (エゾウメバチソウ)、サイゴククログル
スミレ	キバナノコマノツメ (ケタカネスミレ)、シコクスミレ (ハコネスミレ)
トウダイグサ	ノウルシ、イワタイゲキ
フウソウ	ヤマトフウロ、コフウロ
アカバナ	ケゴンアカバナ (タカネアカバナ、アムールアカバナ、ミヤマイワアカバナ、ヒメイワアカバナ、ニイタカアカバナ)
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	ミヤマガンピ (ヒオウ)
アブラナ	シコクハタザオ、クモマナズナ、キバナハタザオ (キバナノハタザオ、ナタネダマシ)
ビヤクダン	ツクバネ

科名	種名
イソマツ	ハマサジ
タデ	イブキトラノオ (ホソバイブキトラノオ、イワイブキトラノオ)、クリンユキフデ、ハルトラノオ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
ナデシコ	ヒメハマナデシコ、タチハコベ、ワチガイソウ
アジサイ	ギンバイソウ、ヤハズアジサイ、キレンゲシヨウマ (コダチレンゲシヨウマ)、バйкаアマチャ (モッコバナ)
ミズキ	ゴゼンタチバナ
サクラソウ	ルリハコベ、ツマトリソウ (オオツマトリソウ)、モロコシソウ (ヤマクネンボ)、ユキワリソウ (オオユキワリソウ)、コイワザクラ (オオミネコザクラ)、イワザクラ (トサザクラ)
イワウメ	ナンカイヒメイワカガミ (ナンカイイワカガミ及びヒメイワカガミを含む。)、イワカガミ
マタタビ	ミヤママタタビ (ウスバシラクチヅル)
ツツジ	コメバツガザクラ (ハマザクラ)、ウメガサソウ、ミヤマホツツジ (ハコツツジを含む。)、(ホナガミヤマホツツジ)、ホツツジ (マツキノハダ、ヤマワラ及びヤマバイキを含む。)、(ヤクシマホツツジ、ヒロハホツツジ)、サラサドウダン (ヨウラクツツジを含む。)、(フウリンツツジ)、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)、ドウダンツツジ (ヒロハドウダンツツジを含む。)、カイナンサラサドウダン、ハナヒリノキ (オオハナヒリノキ、ホソバナノハナヒリノキ)、シヤクジヨウソウ (シヤクジヨウバナ)、ツガザクラ、サツキ (サツキツツジ)、ホンシヤクナゲ (シヤクナゲ)、ツクシシヤクナゲ、キヨスミツバツツジ、アケボノツツジ、シロヤシオ (マツハダを含む。)、(ゴヨウツツジ)、コメツツジ、オンツツジ (ツクシアカツツジ)、コケモモ (ヒロハコケモモ、オオバコケモモ)
アカネ	ヒロハコロンカ (マルバコロンカ)、サツマイナモリ (キダチイナモリソウ)、シラタマカズラ (イワツタイ、ワラバナカセ)
キョウチクトウ	チヨウジカズラ、ツルガシワ (オオツルガシワ)
イワタバコ	イワギリソウ
オオバコ	ハマクワガタ (イシガキグサ)、クガイソウ (ナンゴククガイソウを含む。)、キノクニスズカケ
アゼナ	シソバウリクサ
クマツヅラ	イワダレソウ

科名	種名
シソ	ケブカツルカコソウ、ジャコウソウ（ヒロハジャコウソウ）、シモバシラ、ナツノタムラソウ、ミヤマナミキ
ハマウツボ	コシオガマ、ヒキヨモギ
モチノキ	ツゲモチ（オキナワソヨゴ、リュウキウソヨゴ）、ホソバツルツゲ
キキョウ	ヒメシヤジン（ホソバヒメシヤジン、オクヤマシヤジン）、バアソブ
キク	ヒロハテイショウソウ、フクド（ハマヨモギ）、コモノギク（タマギク）、ホソバノギク（キシユウギク）、クルマギク、キノクニシオギク（キイシオギク）、イワギク（ホソバチヨウセンノギク、モリイワギク、イトバイワギク）、ギョウジャアザミ、ワタムキアザミ、クサノオウバノギク（クサノオウバノヤクシソウ）、イズハハコ（ワタナ、ヤマジオウギク）、ドロニガナ、コウスユキソウ、メタカラコウ（オオメタカラコウ、ニシノメタカラコウ）、オオモミジガサ（トサノモミジガサ、トサノモミジソウ、モミジガサ）、カニコウモリ、ミヤマコウモリソウ（ミヤマコウモリ、モミジタマブキ）、ウスゲタマブキ、コウモリアオヤギバナ（アオヤギソウ、オキナグサ）、クマノギク（ハマグルマ）、ヤブレガサ
スイカズラ	キンレイカ、キイベニウツギ
ウコギ	ウラジロウコギ（ミヤマコシアブラ）、ハリブキ
セリ	ミヤマトウキ（イワテトウキ、ナンブトウキ）、イヌトウキ、カワゼンゴ、ホタルサイコ、イワセントウンウ

- (イ) 乗入れ規制区域及び期間
 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 12：乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期間
七里御浜	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署881林班 の一部の地先海岸 熊野市 有馬町及び木本町の各一部 南牟婁郡御浜町 大字阿田和及び大字下市木の各 一部 南牟婁郡紀宝町 大字井田の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、 田、畑、牧場及び宅地の区域を 除く。)	第1種特別地域	クロマツ・常緑広葉樹を主とする防風林が後背地に 控える礫浜海岸（一部、砂浜海岸）であり、長大な海岸 線と植生が一体となって、優れた風致を呈している地域 である。 当該区域は、アカウミガメの上陸・産卵地として重要 な区域であり、上陸・産卵環境の保全並びに卵及び孵化 した稚ガメの保護を図るため、車輛・バイク等の乗入れ を規制する必要がある。	152	5月1日より 9月30日まで

(ウ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区においては殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表 13：捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物
平瀬島海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	172.4	表 14 のとおり
オドナ岩・ダイヤ岩海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	93.6	
島勝浦・須賀利海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	309.6	
行野浦海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	138.5	
丸木崎海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	66.1	
三木崎海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	156.5	
楯ヶ崎海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	111.5	
二木島・遊木海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	82.0	
カイタロー一鼻・鈴置島海域公園地区	全域	表 10 「地区の概要」 のとおり	42.4	
合計			1172.6	

(表 14：捕獲等規制動植物表) (※1)

- ◆魚類：10 種類 (4 科、1 属及び5 種)
Syngnathidae (ヨウジウオ科) 全種、Chaetodontidae (チヨウチヨウオ科) 全種、Pomacentridae (スズメダイ科) 全種、Balistidae (モンガラカワハギ科) 全種、
Antennarius 属 (カエルアノコウ属) 全種、
Pseudanthias squamipinnis (キンギョハナダイ)、*Diploprion bifasciatum* (キノソク)、
Aulacocephalus temminckii (ルリハタ)、*Cirrhitilabrus temminckii* (イトヒキベラ)、*Canthigaster rivulata* (キタマクラ)
- ◆刺胞動物：22 種類 (5 属及び17 種) (※2)
Acropora 属 (ミドリイシ属) 全種、*Porites* 属 (ハマサンゴ属) 全種、*Coscinaraea* 属 (ヤスリサンゴ属) 全種、*Astraeosmilia tumida* (タバネサンゴ)、
Dipsastraea speciosa (キクメイシ)、*Hydnophora pilosa* (イボサンゴ)、*Physophyllia ayleni* (ウミバラ)、*Platygyra* 属 (ノウサンゴ属) 全種、
Echinophyllia aspera (キツカサンゴ)、*Lobophyllia valenciennesii* (ハナガタサンゴ)、
Solanderia secunda (オオギウミヒドラ、オウギウミヒドラ)、*Dendronephthya* 属 (トゲトサカ属) 全種、*Litophyton chabrolii* (チヂミトサカ)、
Stereonephthya japonica (キバナトサカ)、*Stereonephthya rubriflora* (アカバナトサカ)、*Melithaea japonica* (イソバナ)、*Melithaea ochracea* (オオイソバナ)、
Euplexaura erecta (オウギフトヤギ)、*Anthoplexaura dimorpha* (ハナヤギ)、*Menella rigida* (アカヤギ)、*Entacmaea quadricolor* (サンゴイソギンチャク)、
Myriopathes japonica (ウミカラマツ)
- ◆棘皮動物：2 種
Tropiometra macrodiscus (オオウミシダ)、*Certanardoa semiregularis* (アカヒトデ)
- ◆環形動物：1 種
Spirobranchus giganteus (イバラカンザシ)

- ◆海藻類（緑色植物門・紅^{りょうしよく}色植物門・オクロ植物門）：5種類（2属及び3種）
Valonia 属（バロニア属）全種、*Caulerpa brachypus*（ヘライワヅタ、ヘライワズタ）、
Martensia jejuensis（アヤニシキ）（※1）、
Padina arborescens（ウミウチワ）、*Amphiroa* 属（カニノテ属）全種

計 40 種類（4科、8属及び28種）（※3）

- (※1) 学名は原則として WoRMS (World Register of Marine Species) に従うが、アヤニシキの学名は吉田忠生・鈴木雅大・吉永一男「日本産海藻目録 (2015 年改訂版)」に従った。
- (※2) 「^{たごがき}榎ヶ崎海域公園地区」、「^{にぎしま}二木島・遊木海域公園地区」及び「カイタロー鼻・^{すずこしま}鈴置島海域公園地区」では、ここに *Pavona decussata*（シコロサンゴ）が加わり「23 種類（5属及び18種）」となる（種名の挿入位置は、*Acropora* と *Porites* の間）。
- (※3) 「^{たごがき}榎ヶ崎海域公園地区」、「^{ふもと}二木島・遊木海域公園地区」及び「カイタロー鼻・鈴置島海域公園地区」では、ここにシコロサンゴが加わり「計 41 種類（4科、8属及び29種）」となる。

(エ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 15 : 普通地域表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
三重県	尾鷲市 九鬼町の一部	13 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 13〕
	熊野市 育生町大井、五郷町大井谷、五郷町桃崎、神川町神上、 神川町花知、神川町柳谷、紀和町大栗須、紀和町木津呂、 紀和町花井、紀和町小川口、紀和町小船、紀和町小森、 紀和町長尾、紀和町平谷、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、 紀和町和気及び須野町の各一部	3, 213 〔国 0〕 〔公 538〕 〔私 2, 675〕
	南牟婁郡紀宝町 浅里、北檜杖及び瀬原の各一部	829 〔国 0〕 〔公 117〕 〔私 712〕
	これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の一部を含む。	
奈良県	吉野郡十津川村 大字神下及び大字竹筒の各一部	733 〔国 0〕 〔公 80〕 〔私 653〕
和歌山県	田辺市 本宮町請川、本宮町大津荷、本宮町川湯、本宮町小津荷、 本宮町高山、本宮町本宮、本宮町皆瀬川、本宮町耳打、 本宮町湯峯及び本宮町渡瀬の各一部	1, 247 〔国 0〕 〔公 159〕 〔私 1, 088〕
	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 105 林班、106 林班、107 林班及び 1135 林班の全部並びに 108 林班及び 109 林班の各一部	2, 990 〔国 500〕 〔公 364〕 〔私 2, 126〕
	新宮市 相賀、熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町篠尾、 熊野川町四瀧、熊野川町嶋津、熊野川町田長、熊野川町 玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町能城山本、熊野川町 東敷屋、熊野川町日足、熊野川町宮井、高田及び南檜杖の 各一部	
東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字小阪、大字那智山 及び大字南平野の各一部	455 〔国 3〕 〔公 83〕 〔私 369〕	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	東牟婁郡北山村 ^{きたやまむら} 大字大沼、大字小松、大字下尾井 ^{しも おい} 、大字竹原 ^{たけはら} 及び大字七色 ^{なないろ} の各一部	1,316 〔 国 0 公 121 私 1,195 〕
陸域合計		10,796
陸域公園区域の地先海面の一部※		22,226
	合 計	33,022

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別・点検地域別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示す。

エ 面積内訳

地域地区別土地所有者別及び市町村別面積は、次のとおりとなる。

(表 16：地域地区別土地所有面積総括表)

[単位：面積 ha、比率%]

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区※	普通地域 (海域)※	合計 (海域)※
	特別保護地区			第1種			第2種			第3種											
地種区分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
三重県	土地所有別面積	15	172	15	102	365	259	302	246	618	323	483	1234	0	655	3,400	742	1,921	5,526		
	地種区分別面積				726			1,166			2,040										
	地域地区別面積	202												3,932							
	地域別面積	4,134												4,055			8,189				
奈良県	土地所有別面積	5	0	0	7	6	16	0	1	9	46	0	2	0	80	653	58	87	680		
	地種区分別面積				29			10			48										
	地域地区別面積	5												87							
	地域別面積	92												733			825				
和歌山県	土地所有別面積	7	1	104	252	0	27	476	49	497	841	89	780	503	727	4,778	2,079	866	6,186		
	地種区分別面積				279			1,022			1,710										
	地域地区別面積	112												3,011							
	地域別面積	3,123												6,008			9,131				
合計	土地所有別面積	27	173	119	361	371	302	778	296	1,124	1,210	572	2,016	503	1,462	8,831	2,879	2,874	12,392		
	地種区分別面積 (比率)				1,034 (5.7)			2,198 (12.1)			3,798 (20.9)										
	地域地区別面積 (比率)	319 (1.8)												7,030 (38.7)							
	地域別面積 (比率)	7,349 (40.5)												10,796 (59.5)			18,145 (100.0)			12,222.0 (35.5)	22,226 (64.5)

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別・点検地域別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示す。

(表 17：地域地区別市町村別面積総括表)

[単位：面積 ha]

地域地区		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園地区 ※	普通地域 (海域) ※	合計(海域) ※
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
市町村名											
三重県	尾鷲市		135	341	309	1,119	1,904	13	1,917		
	熊野市		67	209	553	759	1,588	3,213	4,801		
	度会郡	大紀町	0	0	0	0	0	0	0		
	北牟婁郡	紀北町	0	28	13	43	84	0	84		
	南牟婁郡	御浜町	0	116	0	0	116	0	116		
		紀宝町	0	32	291	119	442	829	1,271		
小計		202	726	1,166	2,040	4,134	4,055	8,189			
奈良県	吉野郡	十津川村	5	29	10	48	92	733	825		
小計		5	29	10	48	92	733	825			
和歌山県	田辺市		0	0	151	219	370	1,247	1,617		
	新宮市		67	235	493	817	1,612	2,990	4,602		
	東牟婁郡	那智勝浦町	45	42	119	638	844	455	1,299		
		北山村	0	2	259	36	297	1,316	1,613		
小計		112	279	1,022	1,710	3,123	6,008	9,131			
合計		319	1,034	2,198	3,798	7,349	10,796	18,145	12,222.0	22,226	34,448

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別・点検地域別に面積を表示することはできないため、吉野熊野国立公園全体の数値を示す。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 18：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	動物繁殖施設	三重県熊野市及び ^{みなみか} び南牟婁郡御浜町 ^{みはまちょう} (七 ^{しちり} 里御 ^み 浜 ^{はま})	アカウミガメが上陸・産卵する七里御浜において、産卵・孵化等を補助するための施設の整備を図る。	平 9. 12. 16 告示

イ 利用施設計画

(ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 19：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	三重県尾鷲市 (大池)	大池及び周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
2	野営場	三重県尾鷲市 (大池)	大池及び周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
3	園地	三重県尾鷲市 (日和山)	日和山周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
4	園地	三重県尾鷲市 (松本)	行野浦周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
5	宿舎	三重県尾鷲市 (松本)	周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
6	園地	三重県尾鷲市 (毛尻)	行野浦周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
7	宿舎	三重県尾鷲市 (毛尻)	周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
8	園地	三重県尾鷲市 (奥地)	九木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
9	園地	三重県尾鷲市 (頂山)	九木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
10	野営場	三重県尾鷲市 (頂山)	九木崎周辺探勝利用者の野営場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
11	駐車場	三重県尾鷲市 (頂山)	九木崎周辺探勝利用者の駐車場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
12	園地	三重県尾鷲市 (綱代)	ナサ崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
13	駐車場	三重県尾鷲市 (人所)	三木崎周辺探勝利用者のための駐車場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
14	野営場	三重県尾鷲市 (頼母)	三木崎周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
15	園地	三重県尾鷲市 (三木崎)	三木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
16	園地	三重県尾鷲市 (盛松 <small>さきまつ</small> スバシ)	三木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
17	園地	三重県熊野市 (楯ヶ崎 <small>たてがさき</small>)	楯ヶ崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
18	宿舎	三重県熊野市 (楯ヶ崎)	楯ヶ崎周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
19	駐車場	三重県熊野市 (楯ヶ崎)	楯ヶ崎周辺探勝利用者のための駐車場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
20	園地	三重県熊野市 (牟婁崎 <small>むらさき</small>)	牟婁崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
21	宿舎	三重県熊野市 (牟婁崎)	周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
22	園地	三重県熊野市 (新鹿浦 <small>あたしか</small>)	新鹿の砂浜利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
23	園地	三重県熊野市 (波田須 <small>はだす</small>)	波田須海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
24	園地	三重県熊野市 (大崎半島)	大崎半島探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
25	宿舎	三重県熊野市 (大崎半島)	周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
26	園地	三重県熊野市 (猪ノ鼻)	猪ノ鼻海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
27	園地	三重県熊野市 (鬼ヶ城 <small>おにがじょう</small>)	鬼ヶ城探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
28	園地	三重県熊野市及び和歌山県東牟婁郡北山村 (七色峽 <small>なないろきょう</small>)	七色峽探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
29	園地	三重県熊野市及び 和歌山県東牟婁郡北山村 (相須淵)	相須淵探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
30	園地	三重県南牟婁郡紀宝町 (飛雪ノ滝)	飛雪ノ滝探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
31	園地	奈良県吉野郡十津川村 (田戸)	瀨峡探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
32	宿舎	和歌山県新宮市及び 奈良県吉野郡十津川村 (田戸)	瀨峡探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
33	園地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山)	那智山探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
34	園地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (大戸平)	那智山探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
35	園地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (妙法山)	妙法山及び周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
36	園地	和歌山県新宮市 (玉置口)	瀨峡探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
37	宿舎	和歌山県新宮市 (玉置口)	瀨峡探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
38	野営場	和歌山県新宮市 (玉置口)	瀨峡探勝利用者のための野営場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
39	園地	和歌山県新宮市 (島津)	北山川探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
40	園地	和歌山県新宮市 (鼻白滝)	鼻白滝探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
41	園地	和歌山県田辺市 (本宮)	周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
42	園地	和歌山県田辺市 (湯の峰)	周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
43	宿舎	和歌山県田辺市 (湯の峰)	周辺探勝利用者及び温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
44	駐車場	和歌山県田辺市 (湯の峰)	湯の峰周辺利用者のための駐車場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
45	園地	和歌山県田辺市 (川湯)	周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
46	宿舎	和歌山県田辺市 (川湯)	周辺探勝利用者及び温泉利用客のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
47	野営場	和歌山県田辺市 (川湯)	周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
48	園地	和歌山県東牟婁郡北山村 (下尾井)	北山川探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
49	宿舎	和歌山県東牟婁郡北山村 (下尾井)	北山川探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
50	園地	和歌山県東牟婁郡北山村 (小松口)	北山川探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
51	園地	三重県南牟婁郡御浜町 (阿田和)	周辺海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
52	野営場	三重県南牟婁郡紀宝町 (飛雪ノ滝)	熊野川沿いの静閑な自然環境を生かした探勝利用等のための野営場として整備する。	平 9. 12. 16 告示
53	排水施設	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山)	那智山地区からの排水を処理するための施設を整備する。	平 9. 12. 16 告示
54	排水施設	和歌山県田辺市 (川湯)	川湯地区からの排水を処理するための施設を整備する。	平 9. 12. 16 告示
55	野営場	和歌山県東牟婁郡北山村 (七色峡)	七色峡一帯の優れた自然環境を生かした探勝利用のための野営場として整備する。	平 9. 12. 16 告示
56	野営場	和歌山県東牟婁郡北山村 (下尾井)	北山川周辺の優れた自然環境を生かしたカヌーや探勝利用等のための野営場として整備する。	平 9. 12. 16 告示
57	園地	和歌山県東牟婁郡北山村 (オトノリ)	北山川の優れた自然環境を生かしたカヌー利用等水辺の自然と親しむための園地として整備する。	平 9. 12. 16 告示

(イ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	行野浦楯ヶ崎線 <small>ゆく の うらたて が さき</small>	起点－三重県尾鷲市（行野浦・国立公園境界） 終点－三重県尾鷲市（奥池・国立公園境界） 起点－三重県尾鷲市（向上・国立公園境界） 終点－三重県尾鷲市（古輪山・国立公園境界） 起点－三重県尾鷲市（狸谷・国立公園境界） 終点－三重県熊野市（甫母・国立公園境界）		尾鷲より熊野に至る利用地点を結び、海岸を探勝する車道として整備する。	平 9. 12. 16 告示
2	頂山線 <small>いただきやま</small>	起点－三重県尾鷲市（奥池・車道分岐点） 終点－三重県尾鷲市（頂山）		頂山への到達車道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
3	七色宮井線 <small>なないろ</small>	起点－三重県熊野市（神川・国立公園境界） 終点－奈良県吉野郡十津川村（東野・国立公園境界） 起点－和歌山県新宮市（玉置口・国立公園境界） 終点－和歌山県新宮市（玉置口・国立公園境界） 起点－和歌山県新宮市（玉置口・国立公園境界） 終点－和歌山県新宮市（宮井・車道合流点）	大沼、下尾井、小松、玉置口、竹筒 <small>しもおい たけとう</small>	溪谷を探勝する車道及び山岳部と海岸部を結ぶ連絡車道として整備する。	平 9. 12. 16 告示の変更
4	新宮本宮線	起点－和歌山県新宮市（新宮・国立公園境界） 終点－和歌山県田辺市（本宮・国立公園境界）	白見、志古、宮井 <small>しらみ しご</small>	新宮より熊野川沿いを経て本宮へ至る車道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示の変更
5	那智山線 <small>なちさん</small>	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（市野々・国立公園境界） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山）		那智山地区に至る車道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
6	妙法山大戸平線 <small>みょうほうざんおおとだいら</small>	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（妙法山・車道分岐点） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（大戸平）		妙法山より大戸平に至る車道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
7	本宮請川線 <small>うけがわ</small>	起点－和歌山県田辺市（本宮・車道分岐点） 終点－和歌山県田辺市（下湯川・国立公園境界） 起点－和歌山県田辺市（串峠・国立公園境界） 終点－和歌山県田辺市（請川・車道合流点）	湯の峰、川湯 <small>かわゆ</small>	本宮より湯の峰、川湯を通り請川に至る車道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	須賀利大池日和山線	起点－三重県尾鷲市（江戸鼻） 終点－三重県尾鷲市（大池・歩道合流点） 終点－三重県尾鷲市（日和山）		須賀利地区の海岸探勝歩道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
2	九木崎線	起点－三重県尾鷲市（九木神社） 終点－三重県尾鷲市（九木崎） 終点－三重県尾鷲市（奥地）		九鬼地区の海岸探勝歩道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
3	三木崎線	起点－三重県尾鷲市（人所・国立公園境界） 終点－三重県尾鷲市（三木崎） 終点－三重県尾鷲市（盛松ミズバシリ・国立公園境界）	三木崎灯台	三木崎の海岸探勝歩道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
4	鬼ヶ城周回線	起点－三重県熊野市（千本） 終点－三重県熊野市（城山・歩道合流点） 終点－三重県熊野市（城山・国立公園境界）		鬼ヶ城の海岸探勝歩道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
5	七里御浜線	起点－三重県熊野市（獅子岩・国立公園境界） 終点－三重県南牟婁郡御浜町（荻内・歩道合流点） 起点－三重県南牟婁郡御浜町（阿田和・国立公園境界） 終点－三重県南牟婁郡御浜町（阿田和・国立公園境界） 起点－三重県南牟婁郡御浜町（阿田和・国立公園境界） 終点－三重県南牟婁郡紀宝町（外松原・国立公園境界）		七里御浜沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平 9. 12. 16 告示
6	白見山探勝線	起点－和歌山県新宮市（白見） 終点－和歌山県新宮市（白見滝） 終点－和歌山県新宮市（白見山・歩道合流点）		白見山の自然探勝のための歩道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
7	千穂ヶ峰周回線	起点－和歌山県新宮市（速玉大社・国立公園境界） 起点－和歌山県新宮市（速玉大社・国立公園境界） 終点－和歌山県新宮市（千穂ヶ峰・歩道合流点） 終点－和歌山県新宮市（千穂ヶ峰南・歩道合流点） 終点－和歌山県新宮市（左指ノ鼻・歩道合流点） 終点－和歌山県新宮市（越路・国立公園境界） 終点－和歌山県新宮市（神倉神社・国立公園境界）	千穂ヶ峰	千穂ヶ峰を巡る自然探勝・ハイキングのための歩道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
8	那智妙法山周回線 <small>なちみょうほうざん</small>	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（市野々・歩道分岐点） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山・歩道合流点） 起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山・歩道分岐点） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（妙法山北・歩道合流点） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山・歩道合流点）	鳥帽子山、妙法山、 阿弥陀寺、大戸平 <small>まぼしやま あみだじ おおとだいら</small>	那智山を巡る自然探勝のための歩道として整備する。	平 9. 12. 16 告示
9	湯の峰川湯線 <small>かわのね</small>	起点－和歌山県田辺市（湯の峰） 終点－和歌山県田辺市（湯の峰） 終点－和歌山県田辺市（川湯・車道合流点）		川湯を通過する大塔川浴い及び湯の峰と川湯を結ぶ四村川浴いのハイキングコースとして整備する <small>おおとうがわ よむらがわ</small>	昭 63. 11. 7 告示
10	東野田戸線 <small>とうのたど</small>	起点－奈良県吉野郡十津川村（東野・歩道分岐点） 終点－奈良県吉野郡十津川村（田戸・歩道合流点）	上瀨 <small>かみせ</small>	東野と田戸を結ぶ北山川浴いのハイキングコースとして整備する。	平 9. 12. 16 告示
11	近畿自然歩道線	起点－和歌山県新宮市（玉置口・国立公園境界） 終点－三重県熊野市（小川口・国立公園境界） 起点－和歌山県田辺市（平岩・国立公園境界） 終点－和歌山県田辺市（上町） 起点－和歌山県田辺市（請川） 終点－和歌山県田辺市（大津荷・国立公園境界） 起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山・国立公園境界） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（市野々・国立公園境界） 起点－和歌山県東牟婁郡北山村（下尾井） 終点－奈良県吉野郡十津川村（東野・国立公園境界） 起点－和歌山県東牟婁郡北山村（小松口） 終点－和歌山県東牟婁郡北山村（小松口）		近畿自然歩道として整備する。	平 18. 1. 19 告示の変更

(ウ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 22 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1		係留施設	三重県尾鷲市 (大池)		須賀利地区の舟遊びの拠点として整備する。	昭 63. 11. 7 告示
2	鮪田瀨峡線	船舶運送施設	起点—三重県南牟婁郡紀宝町 (鮪田・国立公園境界) 終点—和歌山県東牟婁郡北山村 (オトノリ)	志古、小川口、 玉置口、田戸、 小松	北山峡、瀨峡及び熊野川の河川 景観を探勝するための施設として 整備する。	昭 63. 11. 7 告示
3	那智妙法山線	一般自動車道	起点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山) 終点—和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (妙法山)		那智山より妙法山に至る自動車 道として整備する。	昭 63. 11. 7 告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和11年	2月1日	公園指定
昭和25年	2月15日	串本・潮岬 ^{しおのみさき} 地区の追加
昭和40年	3月25日	洞川 ^{どろかわ} 地区の追加
昭和45年	7月1日	錆浦 ^{さびうら} 地区及び一部海域の追加
昭和50年	12月19日	尾鷲 ^{おゐせ} ・熊野地区の追加
昭和56年	7月20日	勝浦地区の一部削除
昭和63年	11月7日	公園区域の変更（再検討）
平成9年	12月16日	公園区域の変更（第1回点検）
平成18年	1月19日	公園区域の変更（第2回点検）
平成27年	9月24日	公園区域の変更（第3回点検：和歌山県海岸地域）

イ 保護計画

昭和15年	1月11日	特別地域の決定
昭和40年	3月25日	洞川地区の特別地域の決定
昭和42年	3月29日	串本・潮岬地区の特別地域の決定
昭和45年	5月21日	吉野山地区の特別地域の決定
昭和45年	7月1日	錆浦地区の特別地域及び海中公園地区の決定
昭和50年	12月19日	尾鷲・熊野地区の特別地域、特別保護地区及び海中公園地区の決定
昭和56年	7月20日	勝浦地区の特別地域の一部削除
昭和63年	11月7日	保護計画の変更（再検討）
平成9年	12月16日	保護計画の変更（第1回点検）
平成17年	7月12日	自然再生施設（大台ヶ原）の追加
平成18年	1月19日	保護計画の変更（第2回点検）
平成18年	12月26日	利用調整地区（西大台）の指定
平成27年	9月24日	保護計画の変更（第3回点検：和歌山県海岸地域）

ウ 利用計画

昭和15年	1月11日	車道計画の決定
(以後逐次計画追加)		
昭和39年	12月17日	大台ヶ原集団施設地区の追加
昭和63年	11月7日	利用計画の変更（再検討）
平成9年	12月16日	利用計画の変更（第1回点検）
平成18年	1月19日	利用計画の変更（第2回点検）
平成27年	9月24日	利用計画の変更（第3回点検：和歌山県海岸地域）